

第3章 地方の行政

タイの地方の行政を見る場合、国家の地方における行政 (Provincial Administration) と、地方自治体の行政 (Local Administration) とを分けて考える必要がある。前者の組織としては、県 (Province) 、郡 (District) 、支郡 (Minor District) 、行政区 (Subdistrict) 、村 (Village) という系列がある。他方、後者に当たる組織として、県自治体 (Provincial Administration Organization) 、自治市町 (Municipality) 及び衛生区 (Sanitary District) があり、これらは全国の県に存在する。〔(図2-5) 参照〕。1995年3月からタムボン自治体 (Tambon Administration Organization) という新しい形態の自治体が導入された。将来的には、すべての行政区がタムボン自治体に移行する予定である。

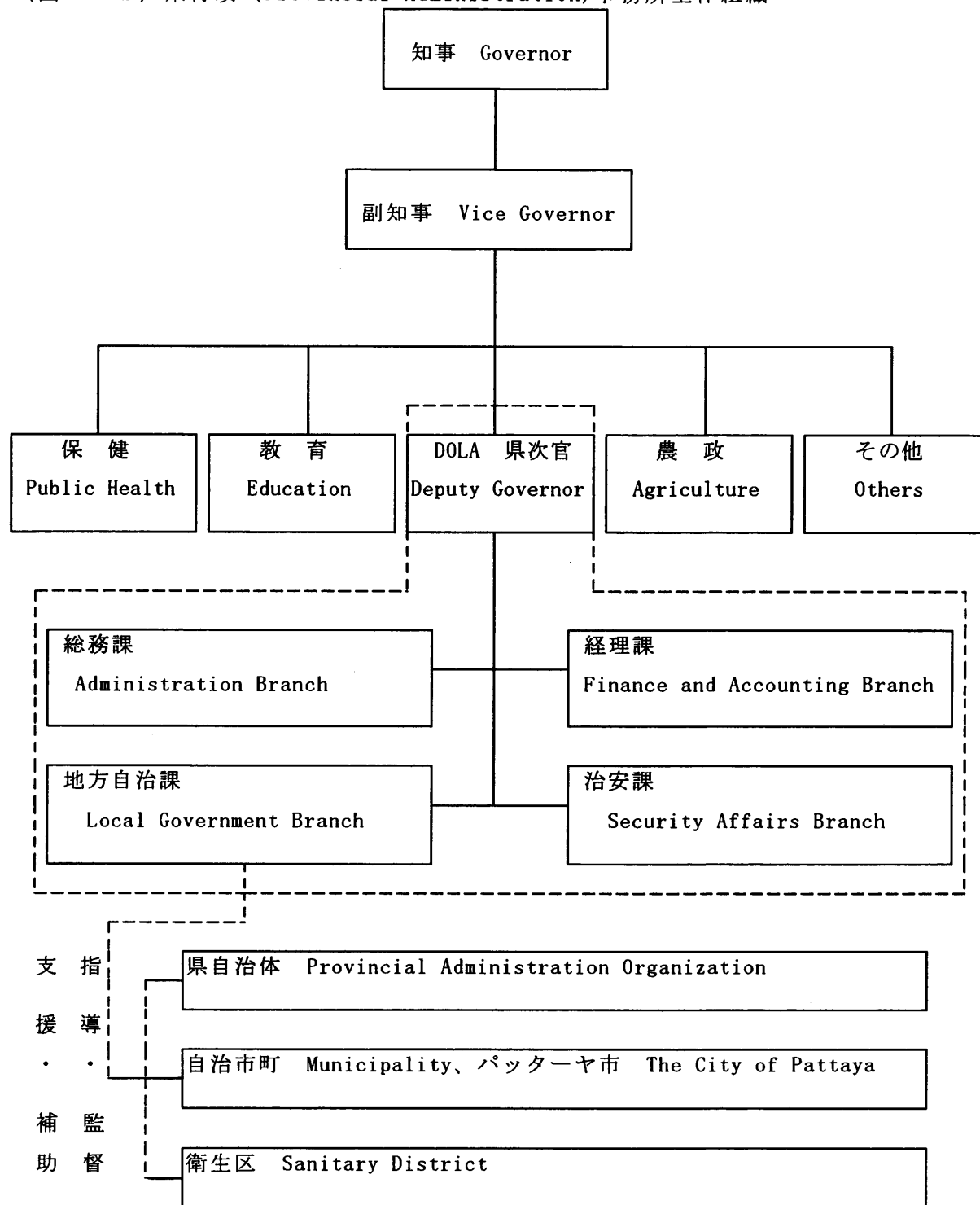
ここでは、まず国の地方における行政のための組織としての県、郡 (支郡)、行政区及び村について述べ、その後に地方自治を担う県自治体など6種類の地方自治体について述べることにしたい。地方行政を担う県行政事務所と郡行政事務所は、ともに国 (内務省) の機関であるが、行政区と村は国の機関ではない。地方分権としての地方自治体の組織は、通常の自治体の形態である県自治体、自治市町、衛生区、タムボン自治体と特別な自治体の形態 (いわば例外) (Special Local Self Government Units) であるバンコク都 (BMA ; Bangkok Metropolitan Administration) とパッターヤ市 (City of Pattaya) の大きく2つに分類される。

第1節 地方行政 (Provincial Administration)

1 県 (チャンワット) (Province ; Changwat)

県は、地方行政の機関としては最も上に位置する機関で法人格 (juristic entity) を有する。バンコク都を除くタイ国内には全部で75の県があり、各県に存在する郡 (District) の数は、地形や人口によって異なっている。一県当たりの面積は単純計算すると、おおよそ 6,820 Km²、人口は約72万人となる。県における最高責任者は、内閣の承認の下に内務大臣の任命により内務省から派遣される官吏である県知事 (Governor) であり、県知事はその県の区域内で全ての中央政府の政策を行うとともに、県内の地方自治体の指導・監督も行っている。県知事は、その県内の6等級 (grade 6) を超えない公務員の昇進や異動についての権限を有している。各省庁からは県次官 (Deputy Governor ; Palad Changwat) と呼ばれる国家公務員が派遣され、知事を補佐する。知事を補佐する機関として、副知事 (Vice Governor) 、県次官及び県内にある様々な政府機関の長 (Chief Officials of various agencies) らから構成される地方委員会 (Provincial Committee) が設置されている。⁴⁷⁾ 県の区域においては、知事の指導監督、支援補助による地方自治体による行政も行われる。県行政を行う県行政事務所 (Provincial Administration Office) は、(図3-1) のように、内務省地方行政局の権限にある組織のほかに、内務省のその他の局及び内務省以外の省庁から派遣される職員らによって構成されている。

(図 3 - 1) 県行政 (Provincial Administration) 事務所全体組織



(注) ・その他には、内務省の地方行政局以外の各局出先、中央各省庁の出先などを含む。

・ DOLA 県次官 は、内務省地方行政局 (DOLA) の出先部分。

・ 各中央省庁からも、県次官が派遣され、知事を補佐する。

(出典) DEPARTMENT OF LOCAL ADMINISTRATION, April 1994 (一部筆者付加) ほか。

内務省地方行政局の所掌する県行政では、県次官 (Deputy Governor) が直接の責任者となっている。その主な業務としては、県の区域において地方行政局の業務を遂行するほか、郡行政事務所、支郡行政事務所及び地方自治体に対する指導、監督及び計画や政策の実行支援である。⁴⁸⁾

県行政事務所のうち、内務省地方行政局の所管する組織は、次の4つの部門からなる。

① 総務課 (Administration Branch)

主な業務としては、郡行政事務所 (District Administration Office) の行う行政の指導監督、地方行政局職員 (行政区長や村長を含む) の人事、住民登録や一般登録、身分証明書の発行に関すること、国・地方レベルの選挙などである。

② 地方自治課 (Local Government Branch)

県内の地方自治体 (県自治体、自治市町、衛生区、パッターヤ市) の政策実行への支援、補助、指導、監督などの業務を行っている。

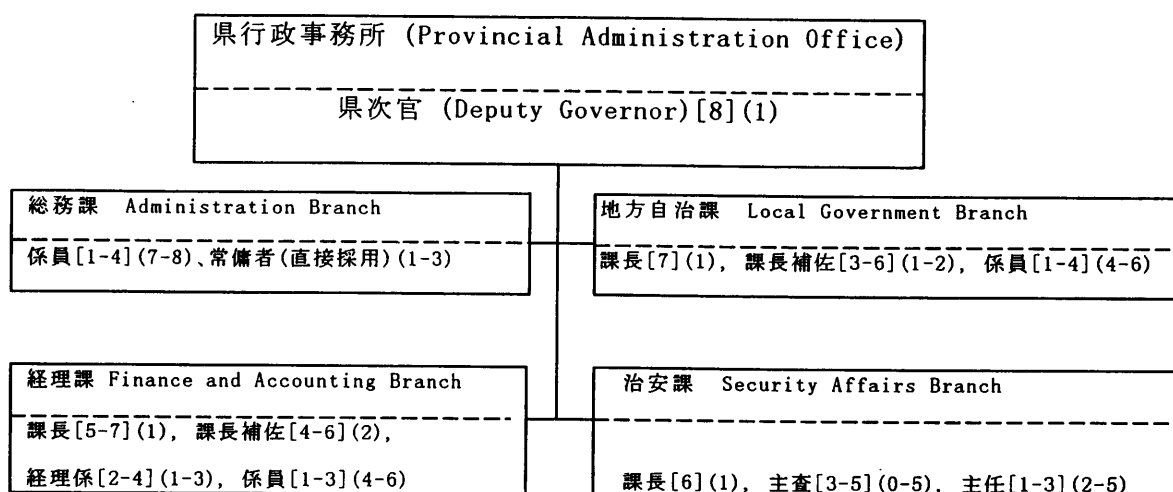
③ 経理課 (Finance and Accounting Branch)

予算の作成、県行政事務所、郡行政事務所の各部局への予算配布等の財政、会計に関する業務を担当している。

④ 治安課 (Security Affairs Branch)

平和と秩序の維持、志願兵組織・民間防衛及び諜報活動の促進を担当している。

(図 3 - 2) 県行政事務所の組織 (内務省地方行政局所管分)



※ [] は、内務省地方行政局からの派遣職員の身分等級。() は、派遣人数。
各県行政事務所へは、地方行政局からそれぞれ約20～44人の職員が3年間派遣されている。

(出典) FACTS ABOUT DOLA P8, 30-31

2 郡 (アンプー) (District ; Amphur) ・支郡 (キン・アンプー) (Minor District ; King Amphur)

全国に 767 の郡、 98 の支郡がある。郡は、県の下に位置する地方行政の機関である。郡の人口は、最小約 1 万人から最大約 20 万人となっている。郡の長は郡長 (District Chief Officer ; Nai Amphur) であり、内務省地方行政局から派遣される。郡長は、郡の区域内の全ての公務員の最高責任者である。複数の副郡長 (Assistant District Chief Officer ; Palad Amphur) 及び内務省以外の中央省庁 (保健省や農業協同組合省など) から派遣されたさまざまな分野の職員らが、郡長を補佐している。郡長は、県知事同様、郡の区域内における地方開発、雇用促進、公衆衛生、灌漑事業、徴税、治安維持、自然災害時の食糧供給支援など幅広い国の行政 (Central Administration) を行うとともに、県の行政 (Provincial Administration) も行う。また、行政区や村の監督、中央政府や県に対する地方実情報告なども行う。⁴⁹⁾

支郡は、行政やサービスをより住民に提供しやすくするために設けられた郡の区域である。支郡の長には、副郡長 (Assistant District Chief Officer) が任命される。副郡長の任務は、支郡の区域内で、郡長の行う任務と同様であるが、法律で郡長のみができると特に規定されているものは除かれる。⁵⁰⁾

内務省地方行政局が所管する郡行政事務所 (District Administration Office) における主な業務は、郡行政、地方開発、住民登録、人々の不満解消、志願兵隊行政などであり、(図 3 - 3) のとおり、以下の 3 つの部門からなる。⁵¹⁾

① 総務開発課 (Administration and Development Branch)

総務係、地方開発係、経理係の3つの係がある。

総務係 (Administration Section) は、地方行政局の職員及び行政区や村長のような地方職員の人事行政を扱うほか、地方行政法 (Local Administration Act 1914) の実施、国・地方レベルの選挙の実施などを担当している。

地方開発係 (Rural Development Section) は、さまざまな地域開発プロジェクトの施行、地方開発税 (local development taxes) の徴収を担当している。

財政係 (Finance and Accounting Section) は、郡行政事務所の経理を担当している。

② 登録・身分証明書課 (Registration and Identification Card Branch)

一般登録係、住民登録係、身分証明書係の3つの係がある。

一般登録係 (General Registration Section) は、地方行政局が所管している遺書登録や銃器登録など10の登録業務を担当している。

住民登録係 (Civil Registration Section) は、出生、死亡登録など住民登録法 (Civil Registration Act) の施行を担当している。

身分証明書係 (Identification Card Section) は、身分証明書の準備等、身分証明書法 (Identification Card Act 1983) の施行を担当している。

③ 治安課 (Security Affairs Branch)

治安係、行政促進係の2つの係がある。

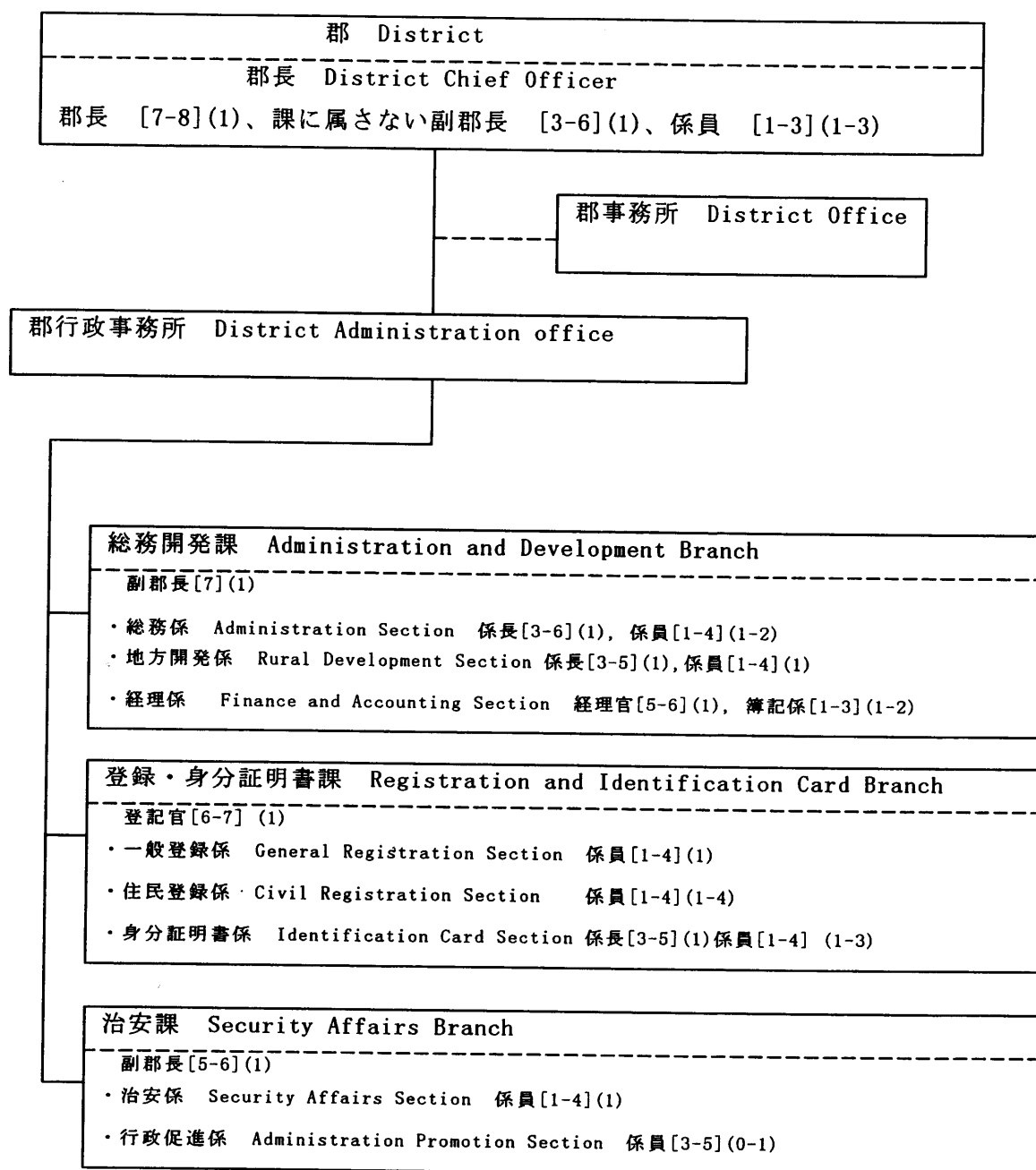
治安係 (Security Affairs Section) は、郡の志願兵 (District Volunteer Defence) や民間防衛隊 (Civil Defence) に関すること、平和と秩序の維持のため、治安軍 (Security Forces) や防衛軍 (Masses) との調整を担当している。

行政促進係 (Administration Promotion Section) は、人々の不満解消や、民主主義思想の促進、「村民ボランティア開発及び自己防衛プロジェクト」 (Village Volunteer Development and Self-Defence Project) などの業務を担当している。

なお、郡行政事務所においても、県行政事務所同様、保健省や農業協同組合省など内務省以外の中央省庁からも職員が派遣されている。

このほか、郡事務所 (District Office) ⁵²⁾ が各郡に設置されている。郡事務所のトップは、郡長であり、主な業務としては、郡政策・計画の立案、郡の治安行政とされている。

(図 3 - 3) 郡行政事務所の組織 (内務省地方行政局所管分)



※ [] は、内務省地方行政局からの派遣職員の身分等級。() は、派遣人数。
各郡行政事務所へは、地方行政局からそれぞれ約16～32人の職員が派遣されている。

(出典) FACTS ABOUT DOLA P10, 32-34。

3 行政区 (タムボン) (Subdistrict ; Tambon)

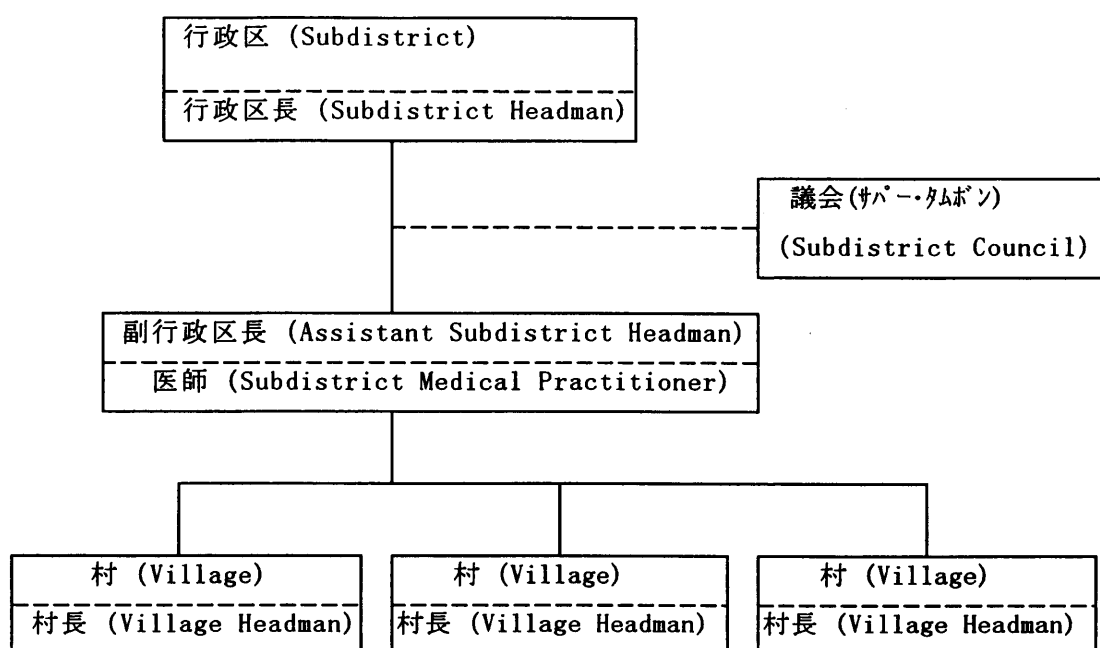
行政区は、郡及び支郡の監督下にある地方行政単位で、全国に7,312存在する。行政区の歴史は古く、すでにスコタイ王朝の時代に存在していた。

地方行政法 (Local Administrative Act 1914) の規定では、行政区は、法の規定では8つを超える、実際には5~20の村の地区から購成されている。行政区は日本の村に相当し、タイ語でカムナン (Kamnan) と呼ばれる行政区長 (Subdistrict Headman) は、行政区の区域内にある全ての村 (Village) の住民の中から選挙で選ばれる。その任期は5年である。行政区長は、郡長及び副郡長の指導・監督を受ける。機能的には地区住民の公的な代表者であるとともに郡長の補佐役でもあり、正式には公務員ではないが、郡から一定の報酬を受ける。行政区長は、民法、刑法に関連する業務を行うとともに、地方税の徴収機関としての役割も持っている。郡の区域の中に存在する行政区の数は、一定していない。行政区の設立及びその区域は、通常、立地場所のほか、交通、通信、遠隔地の住民にサービスを提供するための公的施設の有無などを考慮して決められる。

行政区長のほか、行政区の医師 (Subdistrict Medical Practitioner) 及び副行政区長 (Assistant Subdistrict Headman) によって行政区の行政が行われる。

どの行政区にもサパー・タムボン (Subdistrict Council ; Sapa Tambon) と呼ばれる特別の議会組織が存在する。サパー・タムボンは、実質的な政治参加の機会を住民がより多く持つことができるような形になっている。サパー・タムボンは郡の指導・監督を受けるが、そのメンバーは、行政区長、すべての村長、行政区の医師といった兼職委員のほかに、各村から1名ずつ選挙で選ばれた者から構成され、行政区の行政に助言を行う機関のような役割を果たしている。その任期は4年である。例えば、ある行政区内に10の村があるとすれば、兼職委員は行政区長1名、村長10名、行政区医師1名の計12名、また非兼職委員は各村1名の計10名で、サパー・タムボンのメンバーは全部で22名となる。行政区長はサパー・タムボンの議長 (Chairman) となる。1955年3月2日に施行されたタムボン自治体法は、このサパー・タムボンにも法人格を与え、独自の予算を持って行政を執行することができるようにした。⁵³⁾

(図 3 - 4) 行政区の組織



※行政区内の村の数は、各行政区によって異なる。

(出典) FACTS ABOUT DOLA 1994, P14

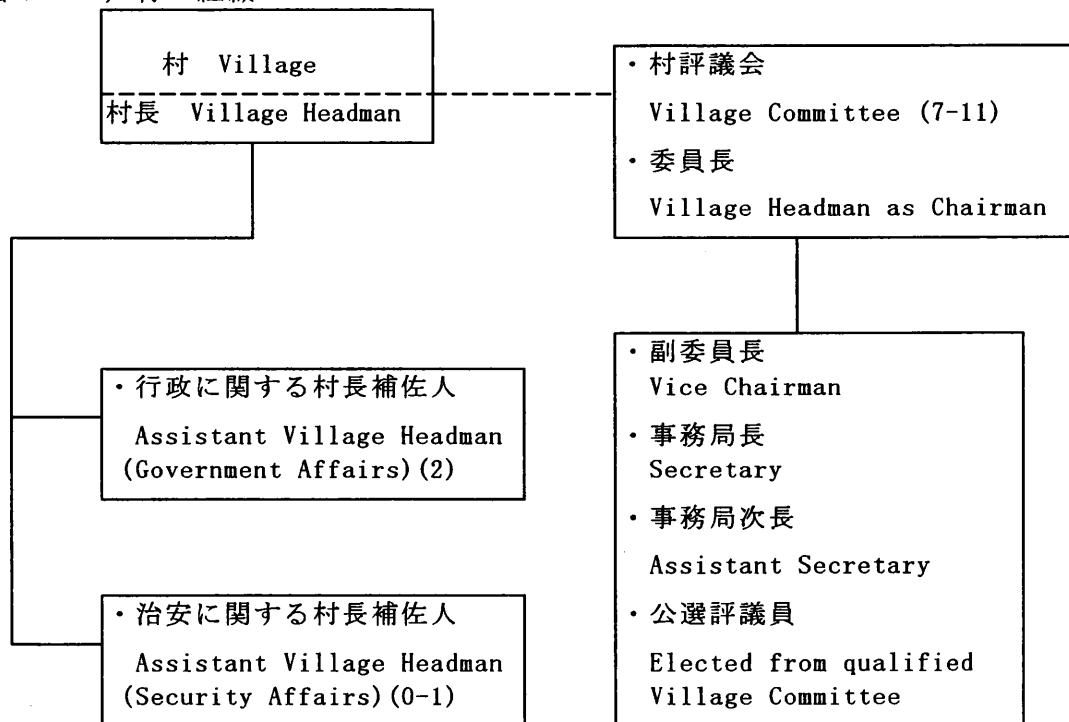
4 村 (Village ; Mu-Ban)

村は、最小の地方行政単位であり、行政区の区域内にある。全国に65,944の村が存在する。村は個々の集落であり、村民が村長 (Village Headman 又はタイ語でプーヤイバン Pu Yai Ban と呼ばれる。) を選ぶ。任期は5年。村長は伝統的な地域サービス (村人の扶助など) を行うほか、郡の下部組織として治安維持や中央政府の法・命令の実行なども行う。

地方行政法 [Local Administrative Act 1914 (B.E.2457)] によると、村の行政は、1人の村長と2人のアシスタントによって行われる。アシスタントは、“行政に関して村長を補助する者”と、法律で規定されている。一部の村では、“治安に関して村長を補佐する者”を置いている。また、助言機関としての議会 (Council) あるいは評議会 (Committee) を置いているところもある。委員会の委員は、村に住むあらゆる階層・職業の人の中から選挙によって選ばれる。⁵⁴⁾

特筆すべきは、行政区長も村長も正式には公務員ではないが、政府の役人 (Government Officer) と見なされ、毎月報酬を受け取っていることである。⁵⁵⁾

(図3-5) 村の組織



() は、人数。

(出典) FACTS ABOUT DOLA 1994, P15

第2節 地方自治 (Local Administration)

1 地方自治体の種類

タイにおける地方自治体は、(図2-5)のとおり6つの種類がある。それぞれの地方自治体には、それぞれの組織の持つ行政権限の範囲にもっともふさわしい区域が設定されている。首都バンコクにはバンコク都(BMA)が置かれ、自治市町(Municipalities)及びパッターヤ市(City of Pattaya)は、県において人口の多いエリアをその区域としている。衛生区(Sanitary District)は、自治市町の区域に比べて人口の少ない地域に存在している。タムボン自治体[Tambon (Subdistrict) Administration Organization; TAO (SAO)]は、1995年から設けられた新しい地方自治体である。県自治体[Changwat (Provincial) Administrative Organization; CAO]は、その県の区域において他のどの自治体も存在しない区域をカバーしている。

どの自治体も執行機関と立法機関を持ち、立法機関のメンバーのほとんどは、その住民の中から直接選挙によって選出される。執行機関の長は、バンコク都は知事(Governor)、県自治体は県長(Chief Executive)、自治市町は市長(Mayor)、衛生区は区長(Administrative Chairman)、パッターヤ市はマネージャー、タムボン自治体は区長(Chairman)である。立法機関としての議会(Council)は、12~36人の議員で構成される。執行機関の長は、自治体の日常の行政について責任を負い、議会は、立法事項及び執行機関による行政の監督を行う。

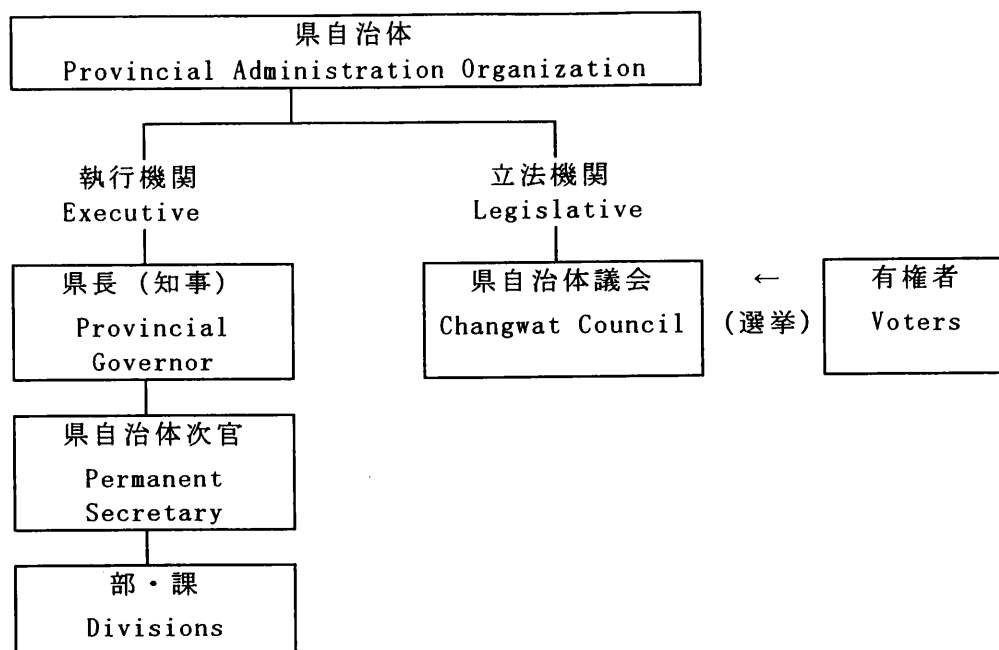
2 一般地方自治体 (General Type)

(1) 県自治体 [Changwat (Provincial) Administrative Organization; CAO]

県自治体は、県レベルにおける地方自治体で、バンコク都(面積1,565 k m²)を除いた全国に75の県自治体がある。1955年、県行政組織法[Provincial Administration Organization Act 1955 (B.E. 2498)]に基づき設置された。その目的は、地方自治体を設置することと、タイ国民の政治参加を促進することにあった。⁵⁶⁾各県に一つの県自治体があり、そのエリアは、県のエリアに一致するが、その県における他の自治体のエリア(自治市町[テーサバーン]、衛生区[スカーピバーン]及びタムボン自治体)は除外される。⁵⁷⁾県の面積は、まちまちで一定していないが、最も面積の大きい県はタイ東北部に位置するナコーン・ラーチャシーマ県で、面積は20,494 k m²でタイ国土の4%を占め、人口は237万人となっている。一方、最も面積の小さい県は、タイ中央部のバンコクにほど近いサムット・ソクラーム県で、面積は416.7 k m²、人口は約19万人となっている。

県自治体は、立法機関としての議会(Council)と、県長(Chief Executive)を長とする執行機関からなる。(図3-6参照)。議員数は、県の人口規模に応じて18人、24人、36人となっており、県議会議員は県民の選挙によって選出される。議員の任期は5年である。県議会議員は、議員の中から議長1名と副議長1名を選出する。議長の任期は1年となっている。

(図 3 - 6) 県自治体の構造



※執行機関の長である県長は、内務省から派遣されている知事が兼務している。

(出典) COUNTRY REPORT , Ministry of Interior 1996 p8

県議会は、立法事項について責任を負うとともに、県行政に関するいかなる事項についても執行機関に質問する権利を有し、条例案や執行機関が提出する提案の審理を行い、県自治体の行政を監督する。執行機関の長である県長 (Chief Executive) は、県自治体が行う自治体としての行政の最高責任者であるが、現在は、内務省によって任命された知事 (Provincial Governor) が県長に就任しており、国の地方行政と地方自治体の行政の両方の仕事を担っている。県長は、県自治体の行う行政に責任を負い、県自治体の職員を監督する。

県自治体は、一般行政はじめ、財政、会計、公共事業、開発など県自治体の区域内において必要なサービスを提供するためのいろいろな部局を持っている。県自治体の職員は、各自治体によって雇用されている。1993年度における県自治体職員数は、全国で8,245人であり、これは1県自治体当たり平均して約110人の職員がいる計算になる。⁵⁸⁾ 現在は、全県自治体を合わせると1万人を超えていると言われている。⁵⁹⁾

県自治体の主な業務は①上水、市場、屠殺場、港、渡船、墓地及び火葬場の設置、②地方住民に対する雇用機会の促進、③医療サービスの提供と維持、④電気及び点燈サービスの提供と維持等である。⁶⁰⁾

県自治体の主な歳入源は、県自治体歳入法 (Provincial Administration Organization Revenues Act 1956) の規定によると、地方事業税、飲料酒類免許料、遊興娛樂税、ガソリン販売税などである。これらの税金、免許料のほか、県自治体は国からの補助金、自治体自身の財産、寄付金、その他法律によって規定された収入を有している。95会計年度 (1994年10月1日～1995年9月30日) における全県自治体の歳入総額は約100億バーツ (1県

当たり平均 1 億 3,000 万バーツとなる。)で、主な内訳としては、地方税が 79 億バーツ、補助金が 15 億バーツとなっている。一方、歳出総額は、約 99 億バーツで、主な内訳としては、経常支出が 38 億バーツ、開発支出が 42 億 6,000 万バーツとなっている。⁶¹⁾

なお、地方分権化の一環として、現在県知事が兼ねている県長の職を県自治体議会の議員の中から選出しようとするための新しい県自治体法 (Changwat Administrative Organization Act) の制定に向けた作業が進められているとのことである。⁶²⁾ 改正法草案によれば、議会の議員が議員の中から県長 (Chief Executive) を選出し、県長が議会の承認を得て議員の中から 2 名の副県長 (Deputy Chief Executive) を任命する。県長は県自治体の行政に責任を負い、県自治体職員を監督する。議会は立法事項に責任を負い、県長の行う行政をチェックするというものである。併せて議会の定数を 18、24、30、36 人に細分化し、議員の任期を 5 年から 4 年へ短縮することも検討されている。⁶³⁾

県知事を含む全自治体幹部の公選制や自治体の開発行政等に関する権限拡大については、1992 年 5 月の騒乱事件後、これを推進する世論の声が高まり、1992 年 9 月の総選挙で発足したチュワン政権下で憲法改正に併せて検討されたことがある。内務省では、県知事の公選については、県知事が兼任している県自治体の長を公選にし、行政区を法的資格を持つ法人化にする計画を進めていた。県長の公選制については、いまだに実現していないが、行政区の法人化については、1994 年 11 月にタムボン自治体法案が国会を通過し、1995 年 3 月 2 日から施行された。⁶⁴⁾

タムボン自治体法の施行により、従来の行政区 (Tambon) から法的に位置付けられたタムボン自治体 (Tambon Administration Organization) への移行が始まったため、県自治体の存在意義が薄くなりつつあるとの指摘もある。タムボン自治体法施行前は、行政区の区域や人口は県自治体が対象とする行政区域に属していたが、タムボン自治体の設立によって、それまで県自治体が行ってきた開発計画や予算の策定、徴税、事業の承認権などの権限は、タムボン自治体自身が有することになった。このため、県自治体のこうした権限が及ぶ行政区域・人口はタムボン自治体が設立されるに従い減少し、多くの行政区がタムボン自治体に移行する県においては、それまであった行政区から得られた税等の収入が減少することとなる。1997 年には、職員を雇用するのに必要な収入さえなくなってしまう県自治体が出現することも予想されている。このため、県自治体の収入損失を補い両者の自治体のバランスを図るための新しい県自治体法の導入が検討されている。

なお、タムボン自治体については、改めて後述する。

(2) 自治市町 (テーサバーン ; Municipality)

自治市町は、タイにおいては、最も完成された地方自治体の形態であると考えられている。1933 年にテーサバーン法 (Municipal Administration Act 1933) に基づき初めて導入され、1996 年には全国で 146 の自治市町が存在する。自治市町設立の当初の目的は、住民のニーズに対してサービスを提供する地方自治体を設立することだけではなく、人々に議会システムを親しませることにもあった。自治市町は、都市部に設立されており、その制度はほぼ統一されたものとなっているが、人口密度及び収入規模に応じて、テーサバーン・ナコーン (City Municipality ; Tesabarn Nakorn) 、テーサバーン・ムアン (Town

Municipality ; Tesabarn Muang)、テーサバーン・タムボン (Subdistrict Municipality ; Tesabarn Tambon) の3つの形態がある。⁶⁶⁾

テーサバーン・ナコーンは、北部のチェンマイ市 (人口約17万人) や南部のナコーン・シー・タマラート市 (人口約7万人) のほか、ハートヤイ、コーンケー、ナコン・ラーチャシーマ、ナコンサワン、ノンタブリー、ヤラー、ウドンタニーの9市、テーサバーン・ムアンはランパン、ナコン・パトムなど89、テーサバーン・タムボンは48となっている。⁶⁷⁾ 自治市町の面積や人口は、まちまちである。最も大きいテーサバーンは南部にある新しいリゾート地、チャアム (Cha-am) 町で面積は110 k m² (人口は、23,556人)、最も小さい自治市町はプラプラデー (Phra Pradaeng) 町で0.61 k m² (人口は、10,094人) となっている。平均すると、一自治市町当たりの面積は約70 k m²、人口は約7万人となる。

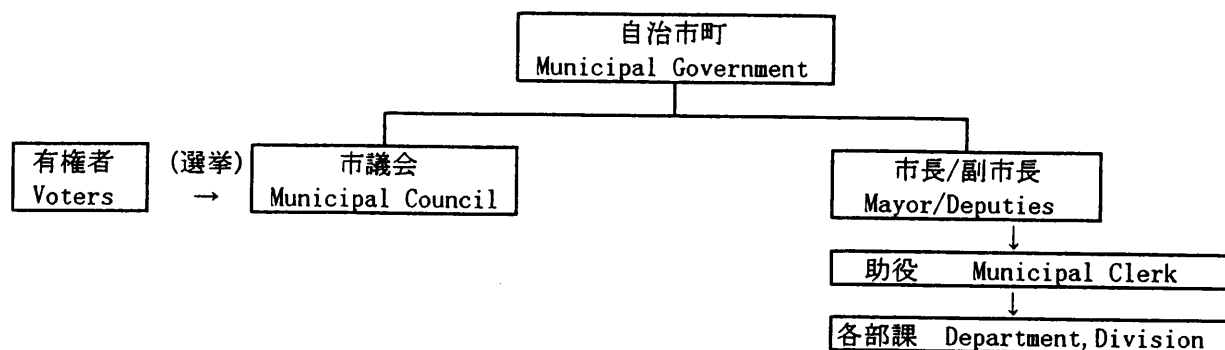
⁶⁸⁾

自治市町の構造は、立法機関と執行機関の2つから構成される。立法機関としての議会 (Municipal Council) の議員数は、テーサバーン・ナコーンが24人、テーサバーン・ムアンが18人、テーサバーン・タムボンが12人となっている。議員はそれぞれの自治市町の区域内から選挙により選出される。その任期は5年となっている。議長と副議長は、議員の中から選出される。議会は、条例の制定、予算の承認、行政の監視について権限を持ち、自治市町の行政のいかなる事項についても質問をし、討議することにより、行政を監督する権限を有する。選挙後、90日以内に議会が招集され、議会の議員はそのメンバーの中から市長 (Mayor) 1名を選出する。選出された市長は、テーサバーン・ムアンとテーサバーン・タムボンでは2名の、テーサバーン・ナコーンでは4名の副市長 (Deputy Mayor) を選び、県知事が任命して、執行機関を形成する。市長と副市長はともに議員でなければならない。通常、選挙後に多数を占めた政党が執行機関を形成するため、この政党の党首が市長となって、副市長を選ぶことになる。市長は、議会の信任がなくなれば辞職しなければならない。内務省から任命された県知事は、市議会の解散権又は市長を弾劾する権利を有している。⁶⁹⁾

行政の実務の責任者は、市の職員である助役 (Municipal Clerk ; Palad Tesaban) であり、助役は市長の監督の下ですべての行政活動の責任を負う。

自治市町の業務は、社会福祉、医療サービス、教育の提供などテーサバーン法 (Municipal Administration Act 1953) に規定されているが、各自治市町の予算制約に応じて業務を行えば良く、法に規定されている全部の業務を行う必要はない。⁷⁰⁾ (自治体の役割と機能については、後述する。) 各自治市町には、その業務を行うために、調査企画課、財政課、公共事業課、保健環境課、医務課、教育課、社会福祉課、水道課、衛生課などが設置されている。これらの部・課では、助役の指導と監督を受けて、市の職員が勤務している。自治市町の構造を (図3-7) に、また、代表的な自治市町の例として、チェンマイ市の組織図を (図3-8) に掲げた。

(図 3 - 7) 自治市町の構造



※市議会議員は、選挙により選出され、市長と副市長は、市議会議員の中から選ばれる。
助役と各部課の職員は、市の職員である。

(出典) COUNTRY REPORT THAILAND , Ministry of Interior 1996 p5 (筆者一部修正)

内務省では、組織及び人事運営上の目的から、自治市町を行政、管理、経済、教育・社会文化の4つの観点から、次の5つのグループに分類している。[なお、以下に記載するテーサバーンの数は、1993年8月当時(135自治市町)のものである。]⁷¹⁾

① クラスⅠ

パッターヤ市を含む15市町が、このカテゴリーに入る。チェンマイ市とナコーン・シー・タマラート市の2市はテーサバーン・ナコーン、その他の13市はテーサバーン・ムアンである。自治市町の組織に関する内務省規則 (Ministry of Interior Regulation on Municipal Organization B.E. 2535) によると、このクラスに属する自治市町では、12の全ての部 (Department) を有する資格を持つ。また、このカテゴリーに入る自治市町の職員の職階は、最も高い助役 (Municipal Clerk ; Palad Tesaban) でレベル9 [中央政府の副局長 (Deputy Director-General) クラスに相当]、主要な部の部長はレベル8となっている。行政区域については、どの自治市町の区域も、“クァエン” (Kwaeng) と呼ばれる区 (Municipal District) に分割されているが、これはこのカテゴリーに入る自治市町の特徴の一つとなっている。

② クラスⅡ

このカテゴリーには、25のテーサバーン・ムアンと5つのテーサバーン・タムボンの計30市町が属する。区 (Kwaeng) が無い代わりに、これらの自治市町には公共事業課 (Division of Public Works) が置かれている。職員の職階は、助役でレベル8、主要な課の課長はレベル7～8となっている。

③ クラスⅢ

このカテゴリーには、22のテーサバーン・ムアンと5つのテーサバーン・タムボンの計27市町が属する。このカテゴリーの自治市町には、区 (Kwaeng) 及び社会福祉課 (Social

Welfare Division) が設置されていない。職員の職階は、助役でレベル 8、主要な課の課長はレベル 6～7 となっている。

④ クラスⅣ

このカテゴリーには、16 のテーサバーン・ムアンと 9 つのテーサバーン・タムボンの計 25 市町が属する。このカテゴリーの自治市町は、クラスⅢの自治市町同様、区(Kwaeng)及び社会福祉課 (Social Welfare Division) は設置されていない。職員の職階は、助役でレベル 7、主要な課の課長はレベル 6～7 となっている。

⑤ クラスⅤ

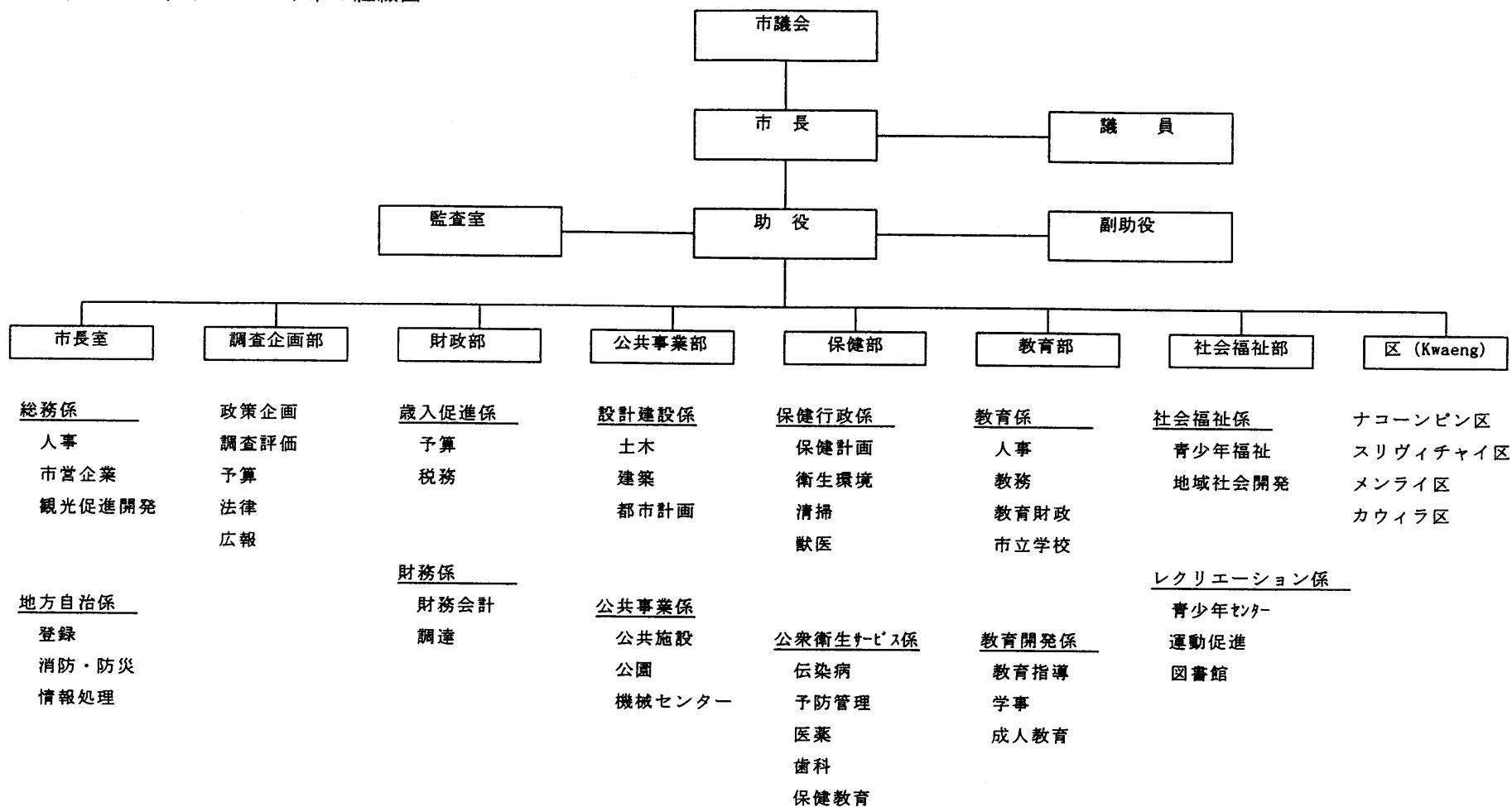
このカテゴリーに属する自治市町は、9 つのテーサバーン・ムアンと 29 のテーサバーン・タムボンの計 38 市町である。このカテゴリーの自治市町では、区 (Kwaeng)、社会福祉課 (Social Welfare Division)、調査企画課 (Technical Services and Planning Division) が設置されていない。助役はレベル 7、主要な課の課長はレベル 6 となっている。

助役 (Municipal Clerk) は、自治市町において、政治家以外の事務方の最高責任者である。助役は、そのレベルによって、9、8、7 の 3 つのパターンがある。レベル 9 の助役がいるのは、チェンマイ、コーンケー、ナコン・パトムなど 14 市であり、これらの市はすべてクラスⅠのカテゴリーに属している。なお、マネージャー制度を採用しているパッターヤ市の助役もレベル 9 となっている。レベル 8 の助役がいるのは、カンチャナブリ、チョンブリ、ホアヒンなど 57 市町で、これらの市町はクラスⅡ～Ⅲに属している。それ以外の自治市町の助役のレベルは 7 であり、市町のクラス分類では、Ⅳ～Ⅴとなっている。

パッターヤ市を除く全自治市町の歳入総額は 1995 年度 (1994 年 10 月～1995 年 9 月) で約 200 億バーツであり、その主な内訳としては地方税が約 85 億バーツ、補助金が約 74 億バーツとなっている。一方、歳出は、総額が約 160 億バーツで、その内訳としては、経常支出が約 52 億バーツ、開発支出が約 31 億バーツなどとなっている。⁷²⁾一例として、チェンマイ市 (人口約 17 万人) の場合、年平均歳入が 2 億 3,190 万バーツ、歳出が 2 億 990 万バーツで、歳入の方が 2,200 万バーツほど多くなっている。⁷³⁾歳入源としては、税金、手数料及び免許料、罰金、自治市町の財産収入、公共施設及び自治市町営企業からの収入、借入金、補助金、寄付金などがある。

自治市町で働く職員は、自治市町の年間予算の給与表 (salary list) に基づき給与が支給される。ただ、一般職員と自治市町の学校等の教育機関で働く教員とでは、給与表は異なっている。タイでは、自治市町やパッターヤ市のような地方自治体職員の人事を扱う組織として、各自治市町には自治市町職員人事小委員会 (Municipal Personnel Sub-committee; MPS) が設置されており、議長としての市長 (Mayor)、副市長 (Deputy Mayor)、助役 (Municipal Clerk)、副助役 (Deputy Municipal Clerk)、財務課長 (Financial Chief) 及び MPS によって任命されたその他の長 (Division Chief) から構成されている。自治市町の人事行政は、職員委員会 (Municipal Service Commission) の監督の下で行われている。

(図3-8) チェンマイ市の組織図



(出典) Chiang Mai Municipality, P7

(3) 衛生区 (スカーピバーン) (Sanitary District)

衛生区は、タイの地方自治体のユニークな形態である。第1章第2節で触れたように、衛生区が初めて登場したのは、1897年ラーマ5世のときである。衛生区の数が増加傾向にあり、1996年現在、全国に986の衛生区が存在する。一般的に、県内の都心部には自治市町 (テーサバーン) が設立されているのに対し、衛生区は農村 (地方) 部に設立されている。衛生区のおおよそその平均面積は6 Km²で、一衛生区当たりの人口は平均すると約5,070人となる。⁷⁴⁾

他の形態の自治体と異なり、衛生区は委員会 (Administrative BoardまたはCommittee) 方式により運営されている。委員会は、以下の者によって構成される。⁷⁵⁾

- ① 郡長 (District Officer)。郡長は、法律の規定に基づき委員会の長となる。(郡長は委員長を兼職する)。ただし、毎年総額で500万バーツを超える収入のある衛生区では、選挙で選ばれた委員会のメンバーの中から委員長を選出し、郡長はアドバイザーとなる。
- ② 衛生区が属する行政区 (Subdistrict) の長。行政区長 (Kamnan) は、区民による選挙により選出される。行政区長は法律の規定により委員会の構成員となる。
- ③ 衛生区域内における選挙により9人の委員が選出される。その任期は4年である。
- ④ 県知事によって任命される副郡長 (Deputy District Officer) 1名。副郡長は事務局 (Secretary of the Board) となり、全ての政府職員を監督する。

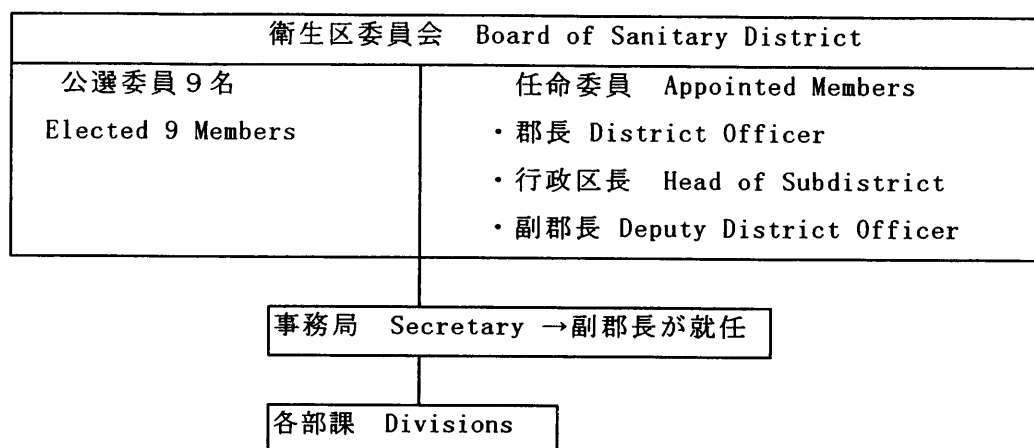
このように、委員会の委員は、兼職委員 (ex officio) と公選委員とから構成されている。衛生区の委員会は当該衛生区における執行機関と立法機関の両方の任務を行っていることは、特筆に値する。

衛生区の役割は、自治市町の役割と同様、道路や水路の建設、道路や公共の場所の清掃、水道、畜殺場、フェリー、消防の供給、ゴミ収集、街灯、保健などである。

衛生区の収入は、土地建物税、手数料、地方振興税及び車両税の一部、補助金である。1995年度 (1994年10月～1995年9月) における衛生区全体の歳入総額は、約66億バーツであり、その内訳としては地方税 (土地建物税、地方振興税及び車両税の一部など) が約40億バーツ、補助金が約20億5,000万バーツとなっている。一方、歳出総額は約59億バーツで、その内訳は経常支出が約20億バーツ、開発支出が約16億7,000万バーツとなっている。⁷⁶⁾

内務省では、衛生区法 (Sanitary District Act 1952) の改正を検討している。現在検討されている改正法案によれば、衛生区の運営は、執行機関としての委員会と立法機関としての議会によって行われる。議会については、衛生区の住民が直接選挙によって9人の議員を選出する。委員会は、9人の議員の中から委員長1名と副議長2名を選出するというものである。⁷⁷⁾

(図 3 - 9) 衛生区の構造



(出典) COUNTRY REPORT THAILAND, Ministry of Interior 1996 P7

(4) タムボン自治体 [Tambon (Subdistrict) Administration Organization ; TA0(SA0)]

新しい形態の地方自治体が1994年に導入された。1994年11月9日にタムボン自治体法 [Subdistrict Council and Subdistrict Administration Act(1994)] が国会を通過し、1995年3月2日から施行された。この法律は、過去3年連続して補助金を除く収入が毎年15万バーツを超える行政区をタムボン自治体という法的機関に格上げするもので、1995年6月末に行政区は全国に7,312あったが、法の施行によって、そのうちの617の行政区がただちにタムボン自治体になった。⁷⁸⁾ さらにこの行政区のほか、行政区の議会組織であるサパー・タムボン (Subdistrict Council ; sapha tambon) にも法人としての法的な資格が与えられた。(サパー・タムボンについては、第3章第1節3を参照。) タムボン自治体の役割は、他の自治体同様、住民の福祉維持向上にある。⁷⁹⁾ タムボン自治体のおおよその平均面積は、約10K㎡で、一自治体当たりの平均人口は、約3,600人となる。⁸⁰⁾

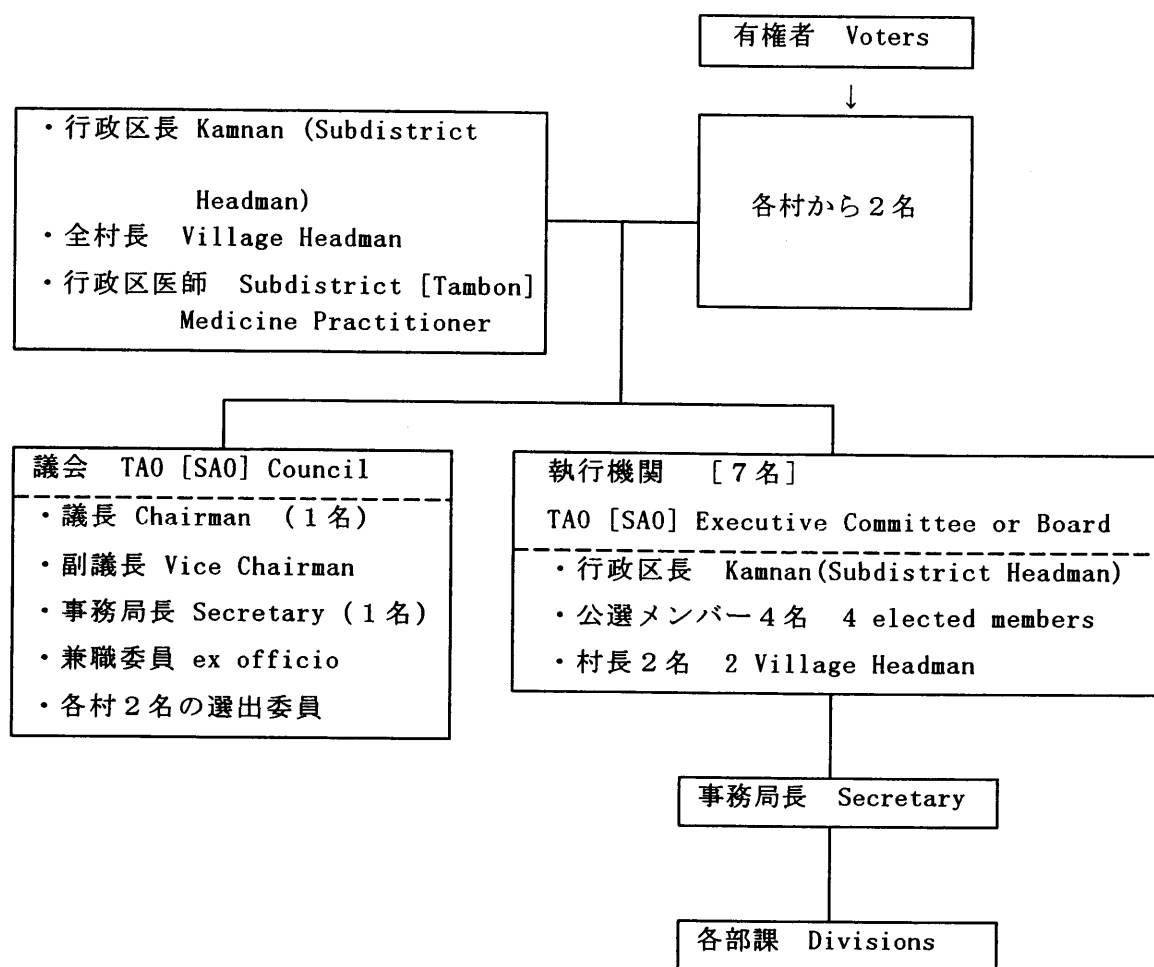
タムボン自治体は、立法機関と執行機関から成る。立法機関である議会 (Subdistrict Administration Organization Council) は、任期4年の兼職議員と非兼職議員という2種類の議員から構成される。兼職議員は、行政区長であるカムナン (Subdistrict Headman) と全ての村長 (Village Headman) 及び行政区医師 (Subdistrict Medical Practitioner) である。一方、非兼職議員は、村人の選挙で選出された議員である。各村では住民の直接選挙によって2名を議員として選出する。通常、一つの行政区は、おおむね5～20の村を含んでいるので、各村2名の委員は全体で10～40人いることになる。議会の議員は、行政区長を除くメンバーの中から議長と副議長を任命する。その任期は2年である。

執行機関は、行政区長 (カムナン)、村長2名及びタムボン自治体の議会議員の中から選挙によって選出された4名の計7名で構成される。(任期は4年)。タムボン自治体の法施行後最初の4年間については、行政区の長 (カムナン) が、執行機関の長となる。このため、議会は次の期間 (Next Administration) にその長を選挙により選出する予定である。⁸¹⁾

法施行後（1995年3月2日）から1年後にタムボン自治体の数は2,760まで増え、現在も増加している。1997年には4,000を超え、1998年にはタイにおけるすべての行政区が、タムボン自治体になる予定である。総数としては、7,200程度と見込まれている。

1996年に中央政府は、全国に約7,300ある全ての行政区に対し総額で百億バーツの補助金を支給した。各行政区は、各種法律の定めるところによる通常の収入のほかに、約130万バーツの補助金を受領したこととなる。タムボン自治体の中には、総額で5,000万バーツを超える収入を得るところもある。1996年におけるタムボン自治体の年間収入は、一自治体当たり平均1,000万バーツと見込まれている。行政区がタムボン自治体となってからは直接補助金を受領することができるようになり、開発計画や予算の策定、プロジェクトの承認権限を持つことができるようになったことから、タムボン自治体の果たす役割と任務はますます大きくなっていくものと思われる。村の住民の中には、次期選挙に立候補して議員になろうとする者もでてくることが予想され、住民による地方自治行政が一層進展することが期待されている。⁸²⁾

(図 3 -10) タムボン自治体の構造 TA0 [Subdistrict] Structure



- ※・議会の議長、副議長は、議員の中から選出する。（任期は2年）
 ・事務局長（Secretary）は、執行機関の委員7名の中から選出する。

（出典）COUNTRY REPORT, Ministry of Interior 1996

THAI PUBLIC ADMINISTRATION, Department of Local Administration 1994
 筆者一部加筆。

3 特別地方自治体 (Special Type)

(1) バンコク都 (BMA : Bangkok Metropolitan Administration)

① バンコク都の歴史

タイの首都バンコクは、チャオプラヤ川の豊かなデルタ地帯に位置し、かつては縦横に水路が発達し、「水の都・東洋のベニス」と呼ばれていた。1782年にチャックリー王（ラーマ1世）がチャオプラヤ川東岸に新しい都を定めて以来、タイの政治・経済・文化の中心として発達してきた。都になった1782年から1900年の間は、かなりゆっくりとしたペースで成長し、人口は60万人、都心部の面積もわずか18 Km²に過ぎなかったが、第二次大戦後、人口が急増、多くの投資も行われ、インフラや公共施設の整備が急ピッチで始まった。都の面積も現在では1,565 Km²まで拡大、人口も統計上は558万人となったが、第1章で述べたように、地方から出稼ぎに出てきた者やスラム街で生活する人々も多く、そういう人々まで含めるとバンコク周辺の県を含めたバンコク首都圏では1,000万人以上はいるのではないかとみられるほどの大都市に変貌した。⁸³⁾ タイの全人口の約1割がバンコクに集中し、インフラ整備、特に道路や公共交通機関の整備が追いつかず、交通渋滞を引き起こしている。自動車やバイクなどによる騒音、大気汚染といった環境問題も深刻な事態となっている。

バンコクの経済成長も著しく、1993年における1人当たりの県内総生産 (Gross Provincial Product per Capita)で見ると、バンコクは、208,455 バーツで、全国平均 (54,082バーツ) の約4倍も高くなっている。⁸⁴⁾ 1994年の地域別賃金で見ると、バンコクの賃金は、月6,815バーツで、全国平均の5,000バーツの約1.3倍となっている。⁸⁵⁾ 人口100人当たりの電話台数でみた電話の普及率もバンコクが26.09台、地方が2.15台 (全国平均5.33台) と、バンコクは飛び抜けて高くなっている。⁸⁶⁾

このようにきわめて大きな都市であるバンコクを管轄する地方自治体が、バンコク都 (BMA) である。バンコク都はタイの地方自治システムにおいては、県と同格のようにはあるけれども、首都を管轄することから、県とは異なる特別な形態の地方自治体として位置付けられている。

1782年、王位に就いたラーマ1世がバンコク [正式には、クルンテープ・マハナコーン (Krung Thep Maha Nakhon)] に首都を定めた時の政治体制は、アユタヤー時代の政治体制を真似たものであった。ラーマ5世時代の1894年から1906年にかけて、全国は、モントン (州) (Monthon) に分割され、バンコクはクルンテープ州 (Monthon Krung Thep) となり、都市省 (Ministry of Urban Affairs) の監督下に置かれた。1922年、都市省は内務省 (Ministry of Interior) に合併された。州システム下におけるバンコクの行政は、1932年のクーデターがおきるまで続けられた。1933年にタイ行政法 (Thai Administration Act) とテーサバーン法 (Municipal Government Act) が制定され、クルンテープ州は他の自治体同様、県 (Province) となった。

1937年、テーサバーン法の規定に基づき、バンコク市 (Bangkok Municipality) とトンブリ市 (Thon Buri Municipality) が設立された。

1971年12月21日、革命団布告第24号が發布され、チャオプラヤ川東岸のいわゆるバン

コクにあったプラナコーン県 (Changwat Phra Nakhon) とチャオプラヤ川西岸にあった
トンブリ県 (Changwat Thon Buri) とが一緒になって、バンコク・トンブリ県
(Bangkok and Thon Buri Metropolis) という一つの大きな県になった。同時に、革命
団布告第25号によって、バンコク市とトンブリ市は、首都市 (Metropolitan City
Municipality) となった。

1972年12月13日、革命団布告第 335号が出され、首都市、バンコク・トンブリ県及び
衛生区の3つが統合され、バンコク都 (Bangkok Metropolitan Administration ; BMA)
が誕生した。1975年には、革命団布告第 335号はバンコク都法 (Bangkok Metropolitan
Administration Act 1975) に置き変わり、知事 (Governor) も公選されることとなっ
たが、1981年12月、バンコク都法が改正され、知事 (Governor) と副知事 (Deputy
Governors) は、再び内務省が任命することになった。

1985年 8 月31日、新しいバンコク都法が施行され、知事は再び選挙により選出される
こととなり、知事が4名の副知事を任命することとなった。(任期は4年)。⁸⁷⁾

②バンコク都の組織及び業務

バンコク都も他の地方自治体同様、立法機関と執行機関から構成される。立法機関は
都議会 (CouncilまたはAssembly) であり、選挙によって選ばれる議員によって構成され
る。任期は4年。都議会の定数は都の人口に比例し、ほぼ都民10万人に1人の割合であ
るが、この基準は必ずしも厳格ではない。最近の議員選挙は、1994年3月に行われ、現
在の議員は55名である。議会は、都条例の制定、予算の承認について権限を有するほか、
行政に関するすべての活動について、議会において質問し討議する権限を有する。また、
いかなる行政事項に関しても見直し、検討し、提案するための常任委員会及び特別委員
会を設置する権限を有する。もし、都議会が知事の行政が著しく不適當であると認めた
場合や、知事の行為がバンコク都あるいは都民に対して著しいダメージを与えた場合、
都議会は内務大臣に対して、知事の罷免を求めることができる。また、知事の免職を求
める場合には、少なくとも全議員の3分の2の賛成が必要となる。

バンコク都には38の区議会 (District CouncilまたはAssembly) も設置されており、
各区最低7名以上の区議員が区民の選挙によって選出されている。任期は都議会議員と
同じ4年である。区議会は、区長 (District Director) へ意見を述べたり、都の規則に
従った区開発のための予算を準備したり、区行政を監視したり、区議会の業務に関係す
る事項を調査・研究するための委員会 (Committee) を設立したりする権限を有する。⁸⁸⁾

執行機関は、公選による知事 (Governor) と知事の任命する4人の副知事 (Deputy
Governor) から構成される。その任期は4年である。バンコクの住民登録において、選挙
日の3か月前に18歳以上である者は、4年ごとに行われるバンコク都知事選挙権を有
する。知事選への立候補者は、4人の副知事を誰にするのかを公表しなければならない。
都知事が選出されると、4人の副知事が任命され、知事を補佐する。知事は、バンコク
都の行政に関して全ての権限を持っており、4人の副知事は、一般行政、教育、保健衛
生及び公共事業について、それぞれ担当する。

もし、執行機関と立法機関 (都議会) の調和が図られず、一緒にやっていくことが困

難であると知事が考えた場合、知事は、内務大臣に対して都議会の解散を請求することができる。

都知事及び副知事の政策方針にしたがって行政を行う職員の最高責任者は、都次官 (Permanent Secretary) である。なお、現在の知事は、ピチット・ラッタクン知事である。(1996年6月から就任)。

バンコク都の行政組織は、(図3-11)のように、現在、3つの室(都知事官房、都議会事務局及び人事委員会事務局)と、14の局、38の区(district)と2つの支所及び38の区議会から構成されている。38の区役所では、登録、教育、清掃、衛生、収入、財政、地域社会開発などの行政を行っている。そのほか、428の都立小学校を有する。区においては、区長(District Director)の監督の下で、行政が行われている。知事は、行政に対する不満が出された場合、区長を異動させたり、区長の行った行政について調査を命じたりすることができる。

都の職員は、正職員(BMA Officer)、教員及び雇員(BMA Employees)の3つに分類でき、それぞれ本採用の常備職員(Permanent)と臨時職員(Temporary)とがいる。人事管理は、人事課と次官事務局が行っているが、人事委員会の監督を受ける。職員の任命、昇進、退職など人事管理にはコンピューターシステムが導入されている。⁸⁹⁾

職員の局別職員数は、(表3-1)のとおりであるが、これは1992年3月時点のデータであり、現在とは多少組織が異なっているので注意していただきたい。区役所を除く本庁で見ると、部局別構成比では、教育局が全職員数(60,690人)の22%を占め、最大となっている。これは、多数の教員が含まれているためである。次いで、医務局の8.7%、下水道局の6.1%の順となっている。

1985年バンコク都行政組織法(Bangkok Metropolitan Administration Act 1985)第89条の規定及び他の関係法規によると、バンコク都は、都の区域内において、次のような業務を主として行うとされている。⁹⁰⁾

- (1) 法律と秩序を守ること及び都の条例を制定すること。
- (2) 関連法規によって明記されている登録業務
- (3) 災害の防止と緩和
- (4) 清潔さと美観の維持
- (5) 都市計画
- (6) 道路、水路及び下水道システムの建設と維持
- (7) 交通エンジニアリング(traffic engineering)
- (8) 公共交通輸送の提供
- (9) 市場、フェリー桟橋、駐車場の提供と管理
- (10) 公共の場所(public places)の維持
- (11) ビルの管理
- (12) スラムの改善と住宅政策
- (13) 公共のレクリエーションの場の開発と維持

- (14) 環境開発と保護
- (15) 公共事業と公共施設の提供
- (16) 保健、公衆衛生、医療サービスの提供
- (17) 墓地及び火葬場の提供と管理
- (18) 家畜の管理
- (19) 屠殺（場）の提供と管理
- (20) 劇場その他の公共の場所における秩序（orderliness）及び衛生の管理
- (21) 義務教育の提供
- (22) インフラストラクチャーの整備
- (23) 社会福祉サービスの提供
- (24) スポーツの促進
- (25) 職業訓練及び雇用促進
- (26) バンコク都営企業の管理
- (27) その他内閣、首相、内務大臣、または法律によって規定される業務

(表 3 - 1) バンコク都の部局別職員数

	正職員	教員数	雇員数	計	構成比 (%)
1 都議会事務局	25		11	36	0.1
2 都知事官房	54		50	104	0.2
3 人事委員会事務局	138		8	146	0.2
4 次官事務室	978		402	1,380	2.3
5 都官吏監察局	60		20	80	0.1
6 政策企画局	151		163	314	0.5
7 医務局	4,078		1,215	5,293	8.7
8 保健局	2,497		1,025	3,522	5.8
9 教育局	356	12,744	212	13,312	22.0
10 公共事業局	998		1,733	2,731	4.5
11 下水道局	700		2,999	3,699	6.1
12 清掃局	422		1,567	1,989	3.3
13 社会福祉局	706		2,080	2,786	4.6
14 出納局	579		1,144	1,723	2.8
15 法令執行局	147		115	262	0.4
16 地域開発局	170		118	288	0.5
17 36区役所及び2支所	6,041		16,984	23,025	37.9
合 計	18,100	12,744	29,846	60,690	100.0

※前掲(表 2 - 10)では、1994年におけるバンコク都の教員数は13,018人となっている
(出典) YOUR GUIDE TO THE BANGKOK METROPOLITAN ADMINISTRATION 1992, P18

③ バンコク都の予算

バンコク都の歳入予算は、(表 3 - 2)に示すとおり、経常収入(regular revenue)と特別収入(special revenue)の2つに分けられるが、1994年度の場合、経常収入が91.4%とその大部分を占めている。経常収入の中では、地方税(local tax)が全歳入の82.7%とその大半を占め、その他、手数料(fee)、罰金(fine)、免許料(permits)、サービス料(service charge)、都の資産や公共事業・公営企業からの収入等の歳入がある。地方税は、独自徴収税(locally levied taxes)と政府配分税(surcharge taxes)とに分かれる。独自徴収税としては、土地建物税、地方振興税、看板税、屠殺税があり、これらの税はバンコク都が自ら徴収する。政府配分税とは中央政府が徴収し、バンコク都に配分される税で、事業税、車両税、酒税、非アルコール飲料税、遊興税、娯楽税、米穀税(local rice premium tax)及び石油製品税が含まれる。

1994年度の場合、地方税収入のうちの78.2%が政府配分税であり、残り21.8%が独自

徴収税となっている。

手数料、罰金、免許料、サービス料には、屠殺施設料、動物移動施設料、遊興免許料、看板免許料、駐車場料、建物建築管理料、ゴミ収集料、下肥収集料及び罰金がある。また、製氷、私営市場、商取引、食堂営業、理髪店、美容院、墓地及び火葬、宣伝、酒類販売に係る活動に対する許可収入等も含まれる。

都の資産賃貸には、土地・建物の賃貸費、預金及び国債の利子、フェリー・桟橋賃貸料、屠殺場運営費、地方印刷所の配当及び露店賃貸料がある。

公共事業・公営企業からの収入には、市場事務所 (Office of Marketing) や都の質屋からの収入が含まれる。

その他の収入としては、入札書類の販売、複写サービス、健康診断、建築設計サービス、ゴミ入れ (trash can) の販売などが含まれる。

特別収入には、中央政府の特別なプロジェクトに対する補助金や積立て基金がある。

91)

なお、1995年度では、バンコク都の歳入総額は、約 177億バーツとなり、そのうち地方税は約 150億バーツと全体の約85%を占めている。

1994年度の歳出について見ると、部局別では36区役所及び2支所が全体歳出の30.7%を占めている。本庁では、公共事業局が16%と最も多く、以下、下水道局11.1%、医務局 9.8%の順となっている。

(表 3 - 2) 1994年度バンコク都予算 (歳入)

	金額 (パーツ)	構成比 (%)
A 経常収入		
(1) 地方税	12,819,000,000	82.7
(2) 手数料、罰金、免許料、サービス料	363,947,000	2.3
(3) 都の資産賃貸	821,900,000	5.3
(4) 公共事業・公営企業からの収入	23,953,000	0.2
(5) その他の収入	141,200,000	0.9
B 特別収入	1,333,527,000	8.6
合 計	15,503,527,000	100.0

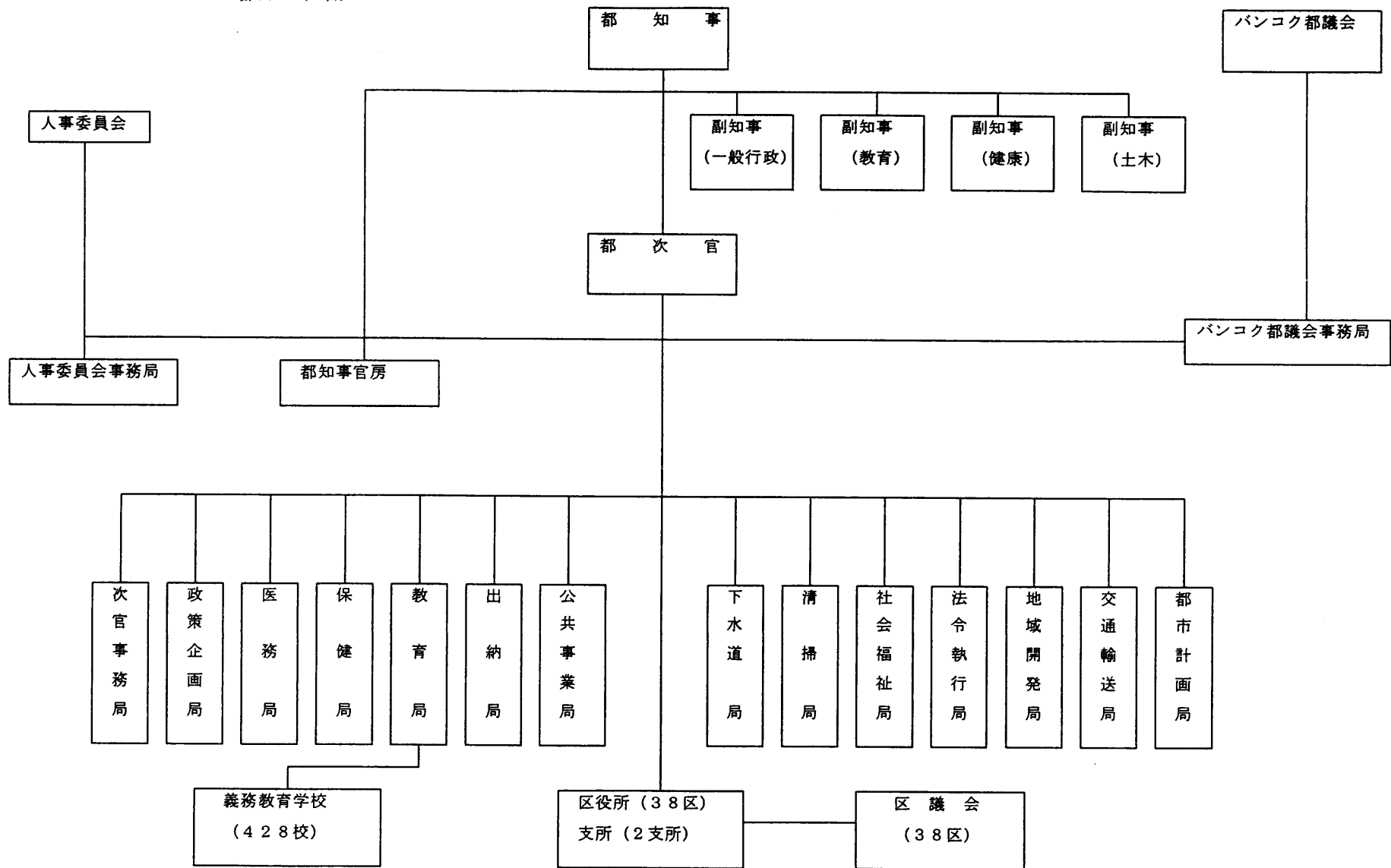
(出典) 1994年度バンコク都予算書 P6。BMA 企業体 (BMA Enterprise) を除く。

(部局別歳出)

	金額 (パーツ)	構成比 (%)
一般予算	1,119,885,010	7.2
都議会事務局	55,780,700	0.3
都知事官房	30,532,260	0.2
人事委員会事務局	24,411,800	0.1
次官事務室	426,134,580	2.7
都官吏監察局	26,633,000	0.2
政策企画局	189,655,560	1.2
医務局	1,515,036,850	9.8
保健局	541,847,320	3.5
教育局	612,751,670	4.0
公共事業局	2,474,573,100	16.0
下水道局	1,717,876,430	11.1
清掃局	823,096,360	5.3
社会福祉局	488,904,540	3.2
出納局	541,164,940	3.5
法令執行局	40,474,070	0.3
地域開発局	118,497,730	0.7
36区役所及び2支所	4,756,271,080	30.7
合 計	15,503,527,000	100.0

(出典) 1994年度バンコク都予算書 P92-94。

(図 3 - 11) バンコク都庁の組織



(出典) バンコク都庁・政策企画局対外関係課 (Foreign Affairs Division) から入手 (96年12月)。

(2) パッターヤ市 (City of Pattaya)

パッターヤ市は、バンコクの東南約 147kmに位置し、面積約200Km²、人口は約 6 万人。1960年代にベトナム戦争に参加したアメリカ海軍軍人や帰休兵の保養地として開発された、ビーチ・リゾート観光地である。

他の地方自治体と異なり、パッターヤ市だけは、シティ・マネージャー(City Manager ; Palad Muang)制を採用している。この制度は、1978年にパッターヤ市行政法 (1978 City of Pattaya Administration Act)に基づいて導入された。その意図するところは、アメリカ型の議会及び地方自治体のマネージャー制度をタイに導入することにあった。行政のプロを採用することで、他の形態の地方自治体よりも、より効率的な行政が行われるだろうと期待されたのである。

市の組織としては、立法機関であるパッターヤ市議会と執行機関としてのマネージャーから構成される。市議会は、9名の公選議員と8名の任命議員からなる。議員の任期はともに4年。任命議員は、チョンブリー県知事の推薦に基づいて内務省が任命する。8名のうち4名は、パッターヤ市に関係する仕事を行う公務員であり、他の4名はいろいろな職業の代表者である。市議会は市長(Mayor)と呼ばれる議長(Chairman)1名を17名の議員の中から選出する。任期は2年だが、再任を妨げない。パッターヤ市長は、行政については全く権限を持たず、象徴的な市長(Symbolic Head of the City)にすぎないが、マネージャー候補を少なくとも2名まで指名する権限を持っている。議会はマネージャーを選出し、選出されたマネージャーは2名の副マネージャー(Deputy City Manager)を任命することができる。マネージャーと副マネージャーは全ての行政について責任を負う。任期はともに4年である。市議会は、政策を立案し、条例案について検討、承認する権利を持ち、マネージャーの行う全ての行政活動を監督する。

マネージャーは、行政プランを作成することが義務付けられており、それを市議会に提出して、承認を得なければならない。そしてこのプランに基づいて行政を行わなければならない。雇用契約によってマネージャーを雇うということは、行った行政が失敗に終わったときはマネージャーはその責任を負うということである。したがって、マネージャーが契約の中でうたわれている義務を果たすことができない場合は、市議会はマネージャーをやめさせることができる。

市の行う業務は、他の自治市町と同じで、公共施設の整備、平和と秩序の維持、社会福祉施策、教育、保健、インフラ整備、公共事業などである。マネージャーは市議会によって雇用されているため、市長と市議会議員は、行政活動を承認するのではなく、行政活動を誘導する役割を果たしている。

市の職員数は、1993年12月時点で 842人(雇員を含む。正職員は1993年度で 164人)。

92)

1995年度(1994年10月～1995年9月)における歳入総額は約 3 億 3,500万バーツで、その内訳としては、地方税が約 1 億 2,300万バーツ、補助金が約 2,200万バーツとなっている。歳出総額は約 3 億 1,500万バーツで、うち経常支出が約 9,100万バーツ、開発支出が約 2,300万バーツとなっている。⁹³⁾

なお、パッターヤ市の支配人による行政制度は導入後すでに19年近く経過したが、期待されたほど成功しなかったことから、近い将来、通常の地方自治体の形態である自治市町（テーサバーン）になる見込みである。⁹⁴⁾ 現在考えられている改正案によると、24人の市議会議員全員は市民の直接選挙によって選出される。また、執行機関は、市議会によって任命される市長（Mayor）と、市長が議員の中から選ぶ4名の副市長から構成されるというものである。⁹⁵⁾

4 地方自治体の役割と業務

地方自治体の役割・機能は、基本的に同じであり、制度的には、必ず行わなければならないものと、必ずしも行う必要のないものの2つに分類されている。⁹⁶⁾

しかしながら、全ての地方自治体が、たとえそれが必ず行わなければならない仕事であったとしても、必ずしもそれら全てを行わなければならないということはない。実際、それぞれの自治体は、都市化の程度や財制度の違いなどによってそれぞれ行うことのできる行政能力が分かれるため、一般的に、より財政力の大きい上位の自治体ほどより多くの業務を行っている。

なお、必ず行わなければならないもの (compulsory functions) としては、道路、歩道、水路の建設・維持、治安及び秩序を維持すること、道路、歩道その他の公共施設をきれいにし、ゴミを処理すること、下水道の建設及び管理、伝染病の予防及び管理、医療施設の建設、母子福祉に関すること、消防及びその設備の提供、公共の場所における照明の提供、義務教育 (初等教育) の実施、水質浄化、屠殺場の整備、その他法律や規則の定める事項の実施などがある。

また、必ずしも行う必要のないもの (optional functions) としては、墓地及び火葬の提供、地域住民の就職支援とその促進、地元の公営企業 (local public enterprise) の設立、市場 (market place)、港湾 (port) 及びフェリーの建設管理、病院の建設・管理、スポーツ施設の設置と管理、公園、動物園、レクリエーションセンターの提供など、があげられる。

実際、地方自治体の行う業務は多岐に及ぶが、限られた少ない予算の中で、すべての業務を行うことが非常に困難であるために、ほとんどの自治体では一部の業務のみしか行っていないように思われる。そのため、多くの国民はタイの地方自治体に必ずしも満足しておらず、またそのことが地方自治において住民が大きな役割を果たすことを阻む要因になっているとの指摘もある。

なお、自治体が行い得る業務は、その財政力に大きく依存するが、自治体の主要な歳入としては、以下のものがある。⁹⁷⁾

- (1) 法律によって規定される地方税 (local taxes as specified by law)
- (2) 許可料 (permit fee)、手数料 (charge)、罰金 (fines)
- (3) 自治体の財産収入
- (4) 物品販売及びサービス提供による収入
- (5) 公債販売収入
- (6) 中央政府や他の法的機関からの借入
- (7) 中央政府からの補助金
- (8) 民間からの寄付
- (9) 貯蓄 (local government savings)
- (10) その他法律によって規定されている収入

結び

以上、タイの行政制度について、地方の行政に焦点を当てて述べてきたが、最後にその特色を中心に簡単にまとめてみたい。

まず、タイの国の行政についてその特色を中心にまとめると、次のようなことが言えると思う。

- (1) タイは立憲君主制の統治形態をとっているが、国王が1992年5月の騒乱事件の際に見られたように、国家の重大な局面で問題の解決のために大きな役割を果たしており、国民から深く尊敬されている国王の存在とその権威が不安定なタイの政治に占める位置は大きいように思われる。
- (2) 三権分立の下、議員内閣制がとられているが、軍の力が強く、これまで多くの軍出身者が政権を担ってきた。また、政党の離合集散も激しく、内閣が短命に終わり、政局が安定しないことも少なくない。こうした中で何回も憲法の改正が行われてきている。
- (3) 内務省は、地方行政、地方自治体に関する事務を所管するほか、警察、土地、公共事業等の業務を所管するなどその所掌分野は極めて広く、多くの権限を持っている。また、省庁別予算を見ても、省庁の中で一番多く、多くの権限と予算を有する強力な省であると言える。
- (4) 内務省地方行政局は、内務省の中でも警察局と並ぶ有力な局であり、県行政事務所、郡行政事務所等による地方行政、県自治体、自治市町等の地方自治体を所管している。このほか、地方行政局は、地方開発、教育、選挙、治安維持等の業務にも関与しており、局内に40の部、課、室を有するほか、その指導監督を受ける者は、行政区長、村長、国境防衛志願兵、市民防衛隊などを合わせ全国で実に約168万人にも及び、その権限、組織は強く大きい。

また、タイの地方の行政（地方行政、地方自治）についてその特色を中心にまとめると、次のようなことが言えると思う。

- (1) 地方行政のトップである県知事を任命するのは内務大臣であり、また内務省地方行政局を中心に数多くの国の職員が県行政事務所、郡行政事務所に派遣されている。県自治体についても、その長である県長は県知事が兼ねるなど、地方行政、地方自治体行政における内務省（特に地方行政局）の役割は大きい。
- (2) 地方自治体の予算は、バンコク都（1994年度 155億バーツ）等の限られた例外を除き、例えば全県自治体の総予算が1995年度に約100億バーツ（同年度の国の総予算は約7,150億バーツで、わずかその1.4%、同年度内務省地方行政局予算209億バーツの約半分）であり、また、同年度の全自治市町の総予算は200億バーツ、同年度の全衛生区全体の総予算は66億バーツであり、いずれもその規模は大きくない。
- (3) こうした弱い財政基盤の下では、バンコク都等一部の自治体を除き、自治体職員の数も限られたものとならざるを得ず、特に県自治体の場合、その職員数は1993年で平均1県当たり約110人であり、日本の自治体と比べ極めて少ない。
- (4) 予算、人員の制約がある中で、制度的にはかなり広い役割、業務が地方自治体に与え

られているが、現実に自治体が実施し得る業務は予算、人員の制約に応じたものとならざるを得ないと思われる。

- (5) 地方における行政といった場合、国の地方の機関による地方行政と、地方自治体による行政とが一応区分されるが、実際に何が地方行政であり、何が地方自治体の行政であるかを明確に分けることは、調査不足もあったが、なかなか困難であるように感じた。

このように、タイの行政における地方自治体の役割は限られたものになっているが、最近タムボン自治体の導入等新しい動きがある。地方行政制度をめぐる動向を中心にそのいくつかについて簡単に触れておきたい。

- (1) 1995年3月から導入されたタムボン自治体については、1998年にはタイにおけるすべての行政区がタムボン自治体になる予定であり、また、タムボン自治体が開発計画や予算の策定、税の徴収、プロジェクトの承認等の権限を持つこととなったため、今後のタイの地方自治の進展にどのような影響を与えるかが注目される。

- (2) 知事の公選制については、1992年の騒乱事件以後、民主化運動が高まる中で、同年9月に発足したチュアン政権は、地方自治体の役員を公選とし、地方自治体の権限拡大を政策目標の一つに掲げた。しかし、1994年12月8日、国会で野党の提出した改正法案が採択され、知事の公選制は実現には至らなかった。

現在、県知事の公選制に代わり、県自治体(CAO)の県(県長)を議会の議員の中から選ぶ案が考えられているが、タムボン自治体がすべて出そろった場合、県自治体の存在意義は小さくなるため、今度は県自治体の改革が必要になるのではないかとされている。

- (3) 地方への権限拡大に関して、1997年1月18日、チャワリット首相は、大胆な官僚機構の改革として、中央省庁の権限をもっと地方自治体に移譲させてもいいのではないかと語った。その具体例として、首相は、ガソリンスタンドや食料品店の設置許可権限をタムボン自治体に下ろすことができるのではないかと述べた。この発言を受けて、内務省は、国境にある県を対象に、国境貿易や各県の経済活性化のための投資などについて、知事に意思決定権を与え、地域の問題をより迅速かつ効率的に処理できるよう、検討に入った。

- (4) タイの憲法は、1932年に立憲革命に伴う臨時憲法が公布されて以来、クーデターのたびに改変され、新憲法の発布はこれまでに14回を数える。クーデターに成功した軍事政権が憲法を制定するということがあった。今回は、憲法改正手続きを定めた現憲法第211条そのものを改正する方法をとり、国会とは別の立法機関(憲法起草議会)を新たに設立し、たとえ国会が解散されようとも改正作業が中断することなく続けられるようにした。憲法起草議会のメンバーも各県から一般公募し、学識経験者と合わせ99名が選定され、1996年12月26日に発足した。(1997年1月に憲法起草議会の委員1名が辞任したため、現時点の委員数は98名となっている。)現在、国民の手による民主的な新憲法制定へ向けた作業に入っており、1997年8月には改正法が国会に提出される予定である。

以上のように、最近地方自治の強化、地方分権へ向けた動きがみられるようになってき

ているが、最後に、タイの統治制度の歴史と現在の行政制度・地方の行政との関係について若干触れてみたい。

タイの行政区や村は国による地方行政のための組織と認識されているが、このうち行政区はスコタイ王朝の時代からすでに存在していたといわれ、住民の相互扶助と地域の発展を目的に自発的に組織された住民の集団でもあるといえる。また、村は伝統的な集落を基礎に成立していると思われ、村の長は公選によって選ばれている。現在、カムナンと呼ばれる行政区の長も村民の選挙によって選出され、県知事から行政区の治安や秩序を守る役人（Government Officer）として任命されており、タイの歴史が現在の地方行政制度に生かされているようにも思われる。

一方、タイではじめての地方自治体が生まれたのは、今から 100年前の1897年、ラーマ 5 世の時代であった。バンコクに衛生区がはじめて誕生し、1908年には衛生区法が成立し、以後多くの衛生区が設立された。これらの衛生区は、1933年に成立したテーサバーン法により自治市町に生まれ変わり、現在のタイの地方自治体の重要な構成員となっている。

その後、他の地域から新たな多くの衛生区が誕生、1995年には県自治体が新たに登場し、現在に至っている。

こうしたタイの地方自治の歴史を知ることは、現在のタイの地方行政・地方自治を理解する上で、大いに益があるように思われる。今回、本レポートを調査・作成するに当たっては、こうした視点からタイの統治制度の歴史について調査し、現代の地方の行政を中心にタイの行政制度を理解しようと努めた。また、第1章第1節でタイの社会・経済について触れたのも同じ視点—その国の社会・経済等との関係において行政制度をとらえる—によるものであった。いずれも必ずしも十分な成果をあげたとはいえないが、今回タイの統治機構の歴史、社会経済を多少なりとも調査し、記述したことは、現代のタイの行政制度、地方の行政を理解する上で、少しは役に立ったのではないかと感じている。

本レポートが、日本とタイ両国の交流・協力・相互理解に努力する人たちに多少なりとも貢献することを期待して、本レポートの結びとしたい。

〈注〉

第1章 タイの社会経済と統治制度の変遷

- 1) 首相府統計局 STATISTICAL YEARBOOK THAILAND, 1995 P387
- 2) STATISTICAL YEARBOOK THAILAND, 1995 P391
- 3) 愛知県バンコク貿易あつ旋所「タイ王国概況」 P1
- 4) 1996年10月22日付けTHE STRAITS TIMES 及びニュースネットアジア縮刷版 (96.11.1-15) P3
- 5) STATISTICAL YEARBOOK THAILAND, 1995 P21
- 6) STATISTICAL YEARBOOK THAILAND, 1995 P24
- 7) さくら総合研究所・環太平洋研究センター編「タイでの事業展開」1996, P30
- 8) 在タイ日本国大使館「タイ王国案内」(1996年8月) P1
- 9) バンコク日本人商工会議所編「タイ国経済概況」1994/95 年版, P35
- 10) 北村守雄「海外ビジネス事情・タイ」(総合法令) P54
- 11) 前掲「タイでの事業展開」1996, P52
- 12) 「'96/'97 世界国勢図会」(国勢社) P144
- 13) 前掲「タイでの事業展開」1996, P52-53
- 14) 1996 年9月から同11月まで、タイに不法入国して就労している者の登録受付が行われ、約30万人が登録を行った。しかし、実際には全国で 70 ～ 100万人以上の不法入国就労者がいるものと推定されている。(96年12月5日付けバンコクポスト)
- 15) 前掲「タイでの事業展開」1996, P58-63
- 16) 前掲「タイでの事業展開」1996, P101
- 17) FACTS ABOUT DOLA, Ministry of Interior 1994, P1
- 18) 前掲FACTS ABOUT DOLA, P1-2
- 19) National Identity Office of the Prime Minister 1991, THAILAND in the 90s, P15
- 20) 前掲 THAILAND in the 90s, P22
- 21) 前掲 THAILAND in the 90s, P25
- 22) 前掲 FACTS ABOUT DOLA, P2
- 23) Mr. Pratan Kongridhisuksakon, LOCAL GOVERNMENT THAILAND, 1984, EROPA LOCAL GOVERNMENT CENTER TOKYO, JAPAN「アジア太平洋諸国の地方行政の比較研究」P219
- 24) THAI PUBLIC ADMINISTRATION, DOLA 1994, P10
- 25) 前掲 THAILAND in the 90s, P28
- 26) THAI PUBLIC ADMINISTRATION, DOLA 1994, P12
- 27) 前掲「アジア太平洋諸国の地方行政の比較研究」P221-222
- 28) 末廣昭「バンコク：人口増加・経済集中・交通渋滞」『世界の大都市6』(大阪市立大学経済研究所編 P38
- 29) 前掲「アジア太平洋諸国の地方行政の比較研究」P223
- 30) 1997年1月6日、憲法起草議会の委員で議長候補であったウクリット元下院議長が辞任したため、委員の数は現在98名となっている。

第2章 国の行政

- 31) バンコク日本人商工会議所編「タイ国経済概況」1994/95 年版、P319-323によると、タイの国営企業数は60以上あげられているが、本レポートでは、首相府広報局発行の THAI GOVERNMENT ORGANIZATIONAL DIRECTORY 1995 の行政組織図にしたがった。
- 32) 前掲「タイでの事業展開」1996, P25-27
- 33) (表2-2) では、内務省の職員数は1994年に15,578人となっているが、(図2-6) では、1993年12月末現在で、内務省地方行政局職員数だけでも本省と県及び郡行政事務所を合わせて19,959人おり、(表2-2) の表の人数は少ないことになる。
- また、(表2-10) には公務員の種別・レベル別人数を掲載したが、一般行政職員数は1994年に全体で 930,777人となっており、(表2-2) では国営企業職員を含めても 612,232人にしかない。したがって、(表2-2) の掲載人数は例えば、本省勤務者のみの人数など、何らかの条件があるものと思われるが、常備者 (permanent employees) であること以外、どのような条件があるのかは不明である。
- 34) THAI GOVERNMENT ORGANIZATIONAL DIRECTORY 1995 によると、労働社会福祉省には国営企業は無いが、STATISTICAL YEARBOOK THAILAND 1995に基づく(表2-7) では記載がある。
- また、THAI GOVERNMENT ORGANIZATIONAL DIRECTORY 1995 によれば、教育省には2つの国営企業があるが、(表2-7) には、記載が無い。
- いずれも理由は不明である。
- なお、商務省の国営企業は、倉庫公社であろうと推測される。
- 35) THAI GOVERNMENT ORGANIZATIONAL DIRECTORY 1995 では、バンコク都 (BMA) を、国家機構の独立機関として位置付けている。
- 36) 前掲「タイ国経済概況」1994/95 年版、P86
- 37) ROLE AND MISSION OF MINISTRY OF INTERIOR, The Information Division, Office of the Permanent Secretary for Interior 1992, P5-19
- 38) 警察の組織についての記述は、主に前掲「タイ国経済概況」1994/95 年版、P27-29 による。
- 39) DEPARTMENT OF LOCAL ADMINISTRATION 1994 発行のパンフレットによる。
- 40) 前掲 FACTS ABOUT DOLA, P16, 18
- 41) 前掲 FACTS ABOUT DOLA, P18, 19
- 42) 前掲 FACTS ABOUT DOLA, P18, 20
- 43) 前掲 FACTS ABOUT DOLA, P16, 19
- 43-2) 橋本卓クレアレポートNo.104『タイの教科書にあらわれた「日本」』P7
- 43-3) 前掲クレアレポートNo.104, P14 なお、地方団体と教育行政の歴史については、同書 P11-14 に詳しい。
- 43-4) 新沢正禎バンコク日本人商工会議所編「タイの教育制度」P7
- 44) 前掲 FACTS ABOUT DOLA, P16, 18, 19
- 45) 前掲 FACTS ABOUT DOLA, P21-27

46) 前掲 FACTS ABOUT DOLA, P4-8

なお、新設された内務省地方行政局の地方歳入開発課 (Local Revenue Development Division) は、THAI GOVERNMENT ORGANIZATIONAL DIRECTORY 1995 には、まだ掲載されていない。

第3章 地方の行政

47) 前掲 THAI PUBLIC ADMINISTRATION, P2-4

48) 前掲 FACTS ABOUT DOLA, P8-9

49) 前掲 THAI PUBLIC ADMINISTRATION, P4

50) 前掲 THAI PUBLIC ADMINISTRATION, P4-6

51) 前掲 FACTS ABOUT DOLA, P9-12

52) 前掲 FACTS ABOUT DOLA, P12。なお、郡事務所 (District Office) の位置付けについては、よくわからない。

53) 前掲 THAI PUBLIC ADMINISTRATION, P6

54) 前掲 FACTS ABOUT DOLA, P14

55) 前掲 THAI PUBLIC ADMINISTRATION, P6-8

56) 前掲 THAI PUBLIC ADMINISTRATION, P16

57) EVOLUTION OF LOCAL GOVERNMENT IN THAILAND IN BRIEF 1995, DOLA, MINISTRY OF INTERIOR, P3

58) Mr. SUWAT TUNPRAWAT, COUNTRY REPORT THAILAND 1996, DOLA, Ministry of Interior、クレアシンガポール事務所主催「アセアン地域地方行政フォーラム」配布資料 (1996年度) 付表 A-1/2

59) 前掲 COUNTRY REPORT, P16

60) 県自治体の任務については、前掲「アジア太平洋諸国の地方行政の比較研究」P227による。

61) 前掲 COUNTRY REPORT 付表 A-2/2

62) 前掲 COUNTRY REPORT, P7

63) 前掲 EVOLUTION OF LOCAL GOVERNMENT IN THAILAND IN BRIEF, P3

64) アジア動向年報1995 (アジア経済研究所) P272

65) 前掲 COUNTRY REPORT, P7

66) 前掲 THAI PUBLIC ADMINISTRATION, P13

67) タイ内務省調査企画課係長への聞き取りによる。(1997年3月18日)

68) 前掲 COUNTRY REPORT 付表 A-2/2

69) 前掲 COUNTRY REPORT, P5

70) 前掲 THAI PUBLIC ADMINISTRATION, P15

71) 前掲 DIRECTORY OF AGENCIES & POSITIONS IN MUNICIPALITIES & THE CITY OF PATTAYA 1995, P27-33

72) 前掲 COUNTRY REPORT 付表 A-2/1

73) Chiang Mai Municipality, P6

- 74) 前掲 COUNTRY REPORT 付表 A-2/1
- 75) 前掲 COUNTRY REPORT, P6
- 76) 前掲 COUNTRY REPORT 付表 A-2/2
- 77) 前掲 EVOLUTION OF LOCAL GOVERNMENT IN THAILAND IN BRIEF, P3
- 78) 前掲 COUNTRY REPORT, P15
- 79) 前掲 EVOLUTION OF LOCAL GOVERNMENT IN THAILAND IN BRIEF, P1
- 80) 前掲 COUNTRY REPORT 付表 A-2/1
- 81) 前掲 COUNTRY REPORT, P9
- 82) 前掲 COUNTRY REPORT, P15
- 83) YOUR GUIDE TO THE BANGKOK METROPOLITAN ADMINISTRATION 1992, P4
- 84) POCKET THAILAND GOVERNMENT OFFICE 1996 (Alpha Research Co. Ltd), P247
- 85) 前掲「タイでの事業展開」1996, P213
- 86) 前掲「タイでの事業展開」1996, P194
- 87) 前掲 YOUR GUIDE TO THE BMA, P3
- 88) 1995年12月17日付けバンコクポスト
- 89) 前掲 YOUR GUIDE TO THE BMA, P17
- 90) 前掲 YOUR GUIDE TO THE BMA, P8
- 91) 前掲 YOUR GUIDE TO THE BMA, P22
- 92) パッターヤ市の職員数 842人は、前掲 DEPARTMENT OF LOCAL ADMINISTRATION 1994 発行のパンフレットによる。なお、前掲 FACTS ABOUT DOLA, P29では、パッターヤ市の職員数を 164人としているが、これは雇員を除いた職員数であると考えられる。
- 93) 前掲 COUNTRY REPORT 付表 A-2/1
- 94) 前掲 COUNTRY REPORT, P8
- 95) 前掲 EVOLUTION OF LOCAL GOVERNMENT IN THAILAND IN BRIEF, P2
- 96) 前掲 EVOLUTION OF LOCAL GOVERNMENT IN THAILAND IN BRIEF, P11-12
- 97) 前掲 EVOLUTION OF LOCAL GOVERNMENT IN THAILAND IN BRIEF, P12

[参考]

中央省庁の部局別歳出予算額

(単位；百万パーツ)

	1995年度	1996年度
<u>首相府</u>		
首相秘書事務局	1,854.1	1,938.7
内閣官房	495.9	522.4
事務次官室	179.6	209.2
予算局	285.0	313.4
国家安全保障会議	72.9	74.2
法制委員会事務局	80.5	106.6
文民公務員委員会	759.5	877.2
汚職防止委員会事務局	107.3	90.8
国家経済社会開発庁 (NESDB)	176.7	217.8
国家教育委員会事務局	136.6	158.9
麻薬防止委員会	247.2	290.0
投資委員会 (BOI)	206.5	286.8
統計局	353.5	408.7
広報局	1,007.0	1,143.8
国家情報局 (NIA)	235.9	273.9
技術経済協力局	493.0	545.6
国家青少年局	94.2	100.2
陸上交通管理委員会	87.0	183.0
国家エネルギー政策委員会	14.5	17.1
タイ調査基金	100.0	300.0
王室開発プロジェクト委員会	13.4	16.6
計	7,000.3	8,074.9
<u>国防省</u>		
事務次官室	1,801.8	1,982.1
副官室	89.9	102.5
国軍最高司令部	8,939.6	9,707.2
陸軍	43,197.2	47,434.1
海軍	18,760.3	20,674.6
空軍	18,850.0	20,702.5
計	91,638.8	100,603.0

	1995年度	1996年度
大蔵省		
事務次官室	42,157.9	40,507.6
財政政策局	128.2	230.6
財務局	1,184.3	513.5
会計監査局	582.0	700.5
関税局	1,348.9	1,479.7
物品税局	834.1	911.9
歳入局	3,138.3	4,589.8
計	49,373.7	48,933.6

外務省		
事務次官室	3,906.1	3,845.7
儀典局	-	12.6
経済局	-	35.9
条約・法律局	-	38.8
情報局	-	40.9
国際機関局	-	104.7
アセアン局	-	39.4
ヨーロッパ局	-	9.2
東アジア局	-	12.4
アメリカ・南太平洋局	-	9.2
南アジア・中東・アフリカ局	-	8.4
計	3,906.1	4,157.2

農業協同組合省		
事務次官室	3,152.5	3,735.6
王室灌漑局	29,089.2	36,180.2
協同組合監査局	308.0	428.9
水産局	2,972.8	3,412.5
畜産局	3,340.0	3,799.6
王室林野局	9,305.7	9,148.1
農地開発局	2,041.8	2,454.6
農業局	2,518.8	3,105.4
農業振興局	5,419.5	6,407.5
協同組合促進局	2,854.5	3,153.1
農地改良局	2,643.9	2,165.8
農業経済局	277.6	359.4
計	63,924.3	74,350.7

	1995年度	1996年度
<u>運輸通信省</u>		
事務次官室	175.9	200.6
陸運局	1,362.2	2,490.4
航空局	1,670.5	2,212.5
港湾局	995.8	1,453.2
高速道路局	48,901.2	60,577.7
郵便通信局	269.1	361.1
気象局	744.0	817.1
海運振興局	23.4	41.3
計	54,142.1	68,153.9
<u>商務省</u>		
事務次官室	1,042.6	1,434.8
外国貿易局	194.7	523.4
国内商取引局	180.7	233.3
商業登録局	304.1	541.5
商業経済局	186.1	211.4
輸出振興局	579.8	772.9
保険局	378.3	237.0
知的所有財産局	78.1	92.5
計	2,944.4	4,046.8
<u>内務省</u>		
事務次官室	1,844.5	2,325.9
地方行政局	20,898.3	34,404.9
地域社会開発局	3,900.6	5,299.9
タイ王国警察局	30,535.9	36,701.8
土地局	2,370.4	2,753.7
公共事業局	17,295.9	28,111.8
刑務局	3,028.5	3,705.2
地方都市計画局	494.2	621.7
地方開発促進局	21,235.4	28,140.5
バンコク都庁	5,270.8	10,576.4
計	106,874.5	152,641.8

	1995年度	1996年度
<u>司法省</u>		
事務次官室	2,466.2	3,855.7
法律執行局	122.4	156.5
法務局	46.3	95.0
保護観察局	146.6	199.9
計	2,781.5	4,307.1
<u>労働社会福祉省</u>		
事務次官室	321.0	521.4
雇用局	329.7	440.2
技能開発局	642.0	1,326.2
労働者保護福祉局	384.1	493.4
社会保障室	3,638.5	4,236.8
公共福祉局	3,008.4	3,703.5
計	8,323.7	10,721.5
<u>科学技術環境省</u>		
事務次官室	831.2	893.3
科学サービス局	229.5	245.8
国家学術調査委員会	469.2	568.5
環境政策計画局	918.0	2,627.4
公害監督局	526.0	675.9
環境資質促進局	217.8	312.7
エネルギー開発促進局	3,974.4	3,725.4
原子力エネルギー平和利用局	401.3	478.2
国家科学・技術開発機関	490.1	1,239.1
計	8,057.5	10,766.3

	1995年度	1996年度
<u>教育省</u>		
事務次官室	3,604.5	4,076.4
教員教育局	2,714.3	3,530.9
宗教局	1,856.5	2,142.3
体育教育局	956.8	1,311.9
カリキュラム・指導局	291.3	392.5
芸術局	1,041.4	1,307.5
普通教育局	24,327.2	29,960.7
特殊教育局	1,983.5	2,812.6
職業教育局	7,760.5	9,643.4
私立教育委員会事務局	3,229.8	3,513.4
国家文化評議会事務局	307.1	344.3
ラチャモンコン技術・教育訓練所	2,278.2	2,771.2
初等教育委員会事務局	60,223.8	72,070.3
教員市民サービス委員会事務局	82.9	94.6
計	110,657.8	132,971.6
<u>保健省</u>		
事務次官室	33,090.1	41,240.5
医療サービス局	2,559.2	3,058.7
伝染病予防局	3,320.6	3,577.1
保健局	4,318.2	5,129.3
医療科学局	478.0	518.0
食品・薬品管理局	245.7	286.8
精神保健局	1,090.9	1,425.8
計	45,102.7	55,236.2
<u>工業省</u>		
事務次官室	619.4	661.6
タイ工業製品標準規格局	228.6	389.4
資源局	1,903.9	2,298.3
工場局	532.8	596.4
工業振興局	715.0	727.1
※工業経済局	56.9	118.2
計	4,056.6	4,791.0

	1995年度	1996年度
<u>大学庁</u>		
事務次官室	1,054.0	1,583.9
チュラロンコーン大学	3,490.3	4,087.9
カセサート大学	1,707.0	2,277.3
コーンケン大学	1,757.9	2,395.3
チェンマイ大学	2,045.0	2,423.3
タマサート大学	1,185.5	1,590.4
マヒドン大学	3,870.0	5,103.7
ラムカムヘン大学	778.3	880.7
シルパコーン大学	579.4	744.9
シーナカリンウィロート大学	1,150.1	1,533.6
ソングラ大学	1,593.1	1,893.8
スコタイ・タマティラート大学	304.2	369.9
モンクット王立工科大学（トンプリ）	439.2	653.4
モンクット王立工科大学（北部バンコク）	546.6	601.2
モンクット王立工科大学（ラートクラバン）	743.6	916.3
国立行政開発研究所	192.1	286.0
メジョ大学	300.6	552.2
ウボンラーチャタニ大学	443.5	475.2
ブラパ大学	900.2	842.7
ナレスアン大学	588.4	789.7
スラナリー大学	699.7	701.9
ワライラク大学	338.8	669.9
マハサラカーン大学	-	239.4
計	24,707.5	31,612.6

独立機関

学士院	29.2	30.9
王室庁	933.2	907.5
国王秘書局	174.8	217.9
会計検査院	491.9	586.9
下院事務局	989.5	1,258.5
上院事務局	260.6	293.4
最高検察局	1,026.7	1,381.1
計	3,905.9	4,676.2

	1995年度	1996年度
<u>国営企業</u>		
スポーツ振興公社	1,559.7	1,392.8
住宅公社	3,251.7	3,186.1
タイ政府観光庁	2,305.0	2,495.6
タイ高速道路公団	2,478.3	7,937.8
タイ港湾公社	34.6	252.0
首都圏水道公社	221.5	456.8
地方水道公社	1,278.0	1,433.4
地方配電公社	10.4	100.0
タイ国有鉄道	3,490.2	3,290.6
タイ工業団地公社	31.7	39.6
農民市場公社	18.6	128.5
首都高速輸送公社 (M R T A)	626.3	337.8
植物園公団	52.9	87.4
動物園公団	140.2	276.1
タイ通運公社	-	30.0
タイ酪農振興事業団	72.0	168.2
国立科学博物館 (National Science Museum)	-	52.8
下水処理公社	-	37.9
タイ科学技術研究所	280.2	368.5
科学技術振興研究所	191.5	314.8
ゴム植林助成基金	2,205.3	868.7
文民航空訓練所	65.7	71.0
農業協同組合銀行	-	670.9
計	18,313.8	23,997.3
中央基金 (Central Fund)	97,389.8	89,798.3
回転資金 (Revolving Funds)	11,899.0	13,360.0
合 計	715,000.0	843,200.0

※工業省の工業経済局 (Office of Industrial Economics) は、THAI GOVERNMENT ORGANIZATIONAL DIRECTORY 1995 では、国営企業となっている。

(出典) THAILAND'S BUDGET IN BRIEF FISCAL YEAR 1996 P69-76
STATISTICAL YEARBOOK THAILAND 1995 P332-340